

『論  
説』

地主酒造マニュファクチャニア

— 地主経済の構造 —

はしがき

第一節 江戸時代中期における酒株仲間の動き

明和期上方酒禁止と酒株仲間

安永—享和期の地酒値段をめぐって

文化初年の上方酒禁止と酒値段

第二節 酒造経営の推移

酒造米 1 2

酒造器具 3

労働力 5 4

販売過程 7

第三節 経営収益の吟味

第四節 比較経営の一つの試み

—結びに代えて—

岡

光

夫

## はしがき

地主の小作関係＝貸地經營と結合していたといふの地主企業については、すでに古く昭和初期、服部之総氏によつて地主＝ブルジョアジーとして把握され、早期資本主義の過渡的階級層として、その進歩性が評価された。<sup>(1)</sup>また戦後においても、その理論的繼承者たるの役割を担つた藤田五郎氏は、その発生を中間地域に限定してこれを「豪農」と把握し、先進地の「問屋制家内工業」と範疇を異にする日本におけるブルジョア的展開の典型を「豪農」に求め、その実証的研究に精力を注がれていたが、惜しくも中途において故人となつた。

然しながら両氏の長い間の努力にもかかわらず、地主企業の性格は十分に明らかにされていない感がするのである。特に地主のもとで貸地業と抱合関係にあつた諸営業が挫折して、小作関係だけが發展して、純化されゆく過程の解明は、寄生地主制の成立とも関連して重要であるが、今後の問題として残されているのである。

この稿は、直接にこれに答えるだけの力を、もちろんもたないのであるが、地主企業の分析を通じて一つの接近を試みんとしたものであり、分析の対象となつたのは伊予国新居郡松神子村（西条藩三万石）の小野家であり、その企業は、表題に示す通り酒造經營である。

本文に入る前に、あらかじめ断つておかなければならぬことがある。それは西条藩における貨幣の問題であり、当藩の貨幣は銀と錢とを併用し、その表示が商品によつて異つてゐる。酒に關係する資材は「と」とく錢高の表示をしているので、本文は大体錢高となつてゐる。なお、念のために当家の金・銀・錢の比価を左表に示した。

金一両錢高	匁	99.3
銀百匁錢高	匁	99
		154
3年	155	
享和	160	
文化	160	
1	157	
2	167	
3	160	
4	157	
5	167	
6	160	
8	127	
10	164	
11	164	
12	184	
13	168	
文政	179	115.4
1	172	
2	209	
3	210	
5	238	
6	225	
7	225	
8	258	
13	225	62.5
		106
		186

(1) 服部之総「明治維新の革命及び反革命」日本資本主義発達史講座(昭和八年岩波書店)その後「明治維新史研究」(昭和八年白揚社)に所収され、同氏の著作集(昭和三〇年理論社)第一巻にも所収されている。引用は同書の一三頁。

(2) 藤田五郎氏「日本近代産業の生成」(昭和二三年日本評論社)「近世封建社会の構造」(昭和二六年御茶水書房)

### 第一節 江戸時代中期における酒株仲間の動き

文政九年における西条藩の酒株所持は、第一表の通りであり、株持で営業を続いている者は一八人で、営業休止の者九人、合せて二七株が存在し、無株営業者六人となっている。酒造人の地理的分布は、何れも平坦地で、域下の周辺や、水陸交通に恵れた村に立地している。天保八年の株持も二七人で、文政九年と全く同数であるが、村毎に見ると僅かの間に異同を生じ、平坦地の村から山地に接続している村に酒造の比重が移りつつある。

松神子村の属する沢津組は、天保八年に沢津村に一人と垣生村二人で計三人であるが、享和あるいはさるにさ

かのぼつて天明年間は第一表の通り四戸であり、この期間に顔振れが大分異っている。古来から酒株をもつてい

る者は庄内村の五郎右衛門一人

であつたが、天明三年休株とな

り、沢津村の六郎次は享保四年

新居浜浦の彦右

衛門から、同一

五年には同村の八之丞が蕪崎村

の武右衛門か

ら、明和元年松

神子村の小野家

が新居浜浦の権

三年垣生村幸吉が下嶋山村莊左衛門から、それぞれ買求めて、天明八年現在で彼ら四人の造酒高を合せると一四

第1表 西条藩酒造人明細

	文政9年				天保8年		
	株持	無株	計	休株	株持	株高	1人当株高
新居郡洲之内見泉瑞町易条津子生川木村子川浜	2	1	3	1	2	82.5	41.25
水西楨大永西沢松垣下船中金上新	1	1	1	1	3	79	26.33
神泉居	4	1	5	1	1	65	65
宇摩郡津根分居庄崎	1	1	1	1	5	146.5	29.3
周布郡玉之江	1	1	1	1	2	12.5	12.5
	計	18	6	24	9	27	729.75
							27.03

酒一巻留帳文政九年の記載分  
天保八年十一月 伊予国酒造米高帳

第2表 天明8年・享和3年沢津組酒造

		古来高	天明八年 造酒高年	享和三年 造酒高年	備	考
沢津村	六郎次	一二・石五	四〇〇石	一六〇石		
八之丞	七五・〇	三〇〇				
松神子	栄次郎	六・二五	四〇〇	一一〇		
垣生村	幸吉	七・五	一一〇〇	一〇〇		
庄内村	五郎右衛門	一七・五	一〇〇			
阿嶋村	長藏	七				
松神子村	半五郎	五五				
垣生村	佐助	(七五)				

天明八年申五月  
享和三年亥正月  
酒株改帳  
酒株一巻留帳

○○石である。ところが沢津村の八之丞は酒株を購入してから六八年目の寛政一〇年に洲之内村の儀兵衛に譲渡し、松神子村の半五郎が享和三年水見村の伴蔵から借り受け、享和三年現在では一人が入り更り旧来の者三人となっている。文政一三年には小野家も酒造をやめ、同村の半五郎もやめて天保八年には旧来の者二人に、新規の垣生村佐助を加え三人となつたのである。

第二表で注意を引くのは、享和三年の造酒高を一〇数年前の天明八年に比較すると、 $\frac{1}{3}$ に減少していることであり、これについて享和三年の酒株一巻留帳に、次のような例をあげて説明している。

古来高拾弐石五斗

一、酒株丑御改高五石壱斗八升 沢津村  
為平

造來高四百石

但近來酒売れ方追々相減シ、一二、三年以来ハ別而不捌ケニ付、造酒高當時百六拾石程造リ居申シ

沢津村為平は天明八年には四〇〇石であったが、「近來酒売れ方追々相減シ、一二年以來ハ別而不捌ケニ付」  
一六〇石程に減じているというのである。このような例は単に為平のみでなく、同じ史料で見ると小野家も四〇  
〇石から一〇〇石に（これが事実であることは後出の第三表を参照されたし）、垣生村の幸吉も一〇〇石から一〇〇石  
に、それぞれ減じており、これについての詳細な考察は後にしよう。

さて、小野家は先に述べたように、明和元年の霜月新居浜浦の権左衛門から酒株を買い、明和二年から酒造を行つてゐる。酒株購入の証文は次の通りである。

壳渡申酒株証文事

古来高六石弐斗五升

一丑ノ高弐石五斗九升五合

代銀三百七拾弐石又壹分七厘

此代銀請取相済居申シ

新居浜浦七左衛門先年  
持來い酒株近年我等方へ  
賃請居申い筋

右は新居浜浦七左衛門先年より持來りし酒株、我等方へ買請居申い處、宝曆七丑ノ五月貴殿方へ質物ニ差入、同年九月切ニ流質ニ相成居申い、然共何卒我等持届ケル様ニ仕見申度、是迄御断申仍之御持請被下し、然共無際限此上御差延置キハ様ニハ難被成由御尤ニ奉存い、此上御延断申兼い得共、當暮少シ心当テ之筋茂御座レニ付、手廻リハ、右代銀相立可申い、左レハ、御用捨ヲ以右酒株我等方へ御戻シ被成可被下さい、無左レハ、先証文究之通永々貴殿御持分ニ可被成い、我等方る申分無御座い、勿論御上躰願筋ハ来ル酉ノ正月我等方る茂、無違滞御差上可申い、為後日証文如件

新居浜浦 権左衛門印

明和元年申霜月

松袖子村 門右衛門殿

右酒株之儀諸道具は、先達而手前より取越酒株証文ハ貴殿方ニ御所持被成い、右証文ニ御役判御座レニ付、此度ハ御役判ニ及不申い、且亦代銀之儀三百式拾式又壹分七厘ハ下地酒株ニもたれ居申い、五拾日ハ此度上ハ銀ニ請取申い、二口ニ而三百七拾式又壹分七厘ニ相成レニ附、前段の酒株代物として我等請取申い趣認出シ申い

もともとこの酒株は新居浜浦の七左衛門の所持したものであるが、宝曆六年一月に酒蔵一軒と酒道具をつけて銀二貫七二一匁で権左衛門が買受けたのであり、早くも権左衛門は宝曆七年五月に酒株を小野家に入質し、明和元年になつたが質から出すことが出来ず、小野家が所持するようになったのである。

小野家には「酒一巻留帳」と称する酒株所持者の申合せや、その申合せを領主に乞うて実行に移す過程を、明和二年から文化初年まで半世紀に亘つて、詳細に記録せる留帳を保存している。この留帳はまた酒に関する在方株仲間の動きを伝えるものとして珍らしいものであり、小野家の酒造経営の展開を知るのにも必要であると思わ

れるので、以下重要な諸点のみを拾い史料を挙げながら考察を進めよう。

### 1 明和期上方酒禁止と酒株仲間

一番始めに出てくるのは明和二年九月、沢津組と舟木組に散在する「九人の酒造家の「両組酒屋中申合之事」という申合せ書であり、この全文を挙げると次の通りである。

#### 両組酒屋中申合之事

- 一、他所酒入り事隨分氣ヲ付可申い、万一心得違他所酒取扱い者見仕いハ、其品届置両組酒屋中中ヶ間へ持出、一同ニ口願可申出い、若見付い而も等閑ニ致いハ、何れノ酒屋ニ而も酒造指留可申い、其時少も違乱申間敷い
- 一、毎年酒直段之義ニ付、西条町方へ罷出申義沢津組の老人、船木組の武人・三人罷出、御領分一同ニ酒直段相立可申、一同之義ニ付、惣代ニ罷出い者之了簡ニ可仕善ニ申合い
- 一、御他領酒御停止被仰出い得共、角野村・新須賀村ハ新居郡之真中ニ而御座いニ付、上方酒製造締リ方にも相成いニ付、兩村ハ一同入合ニ売買可致善
- 一、惣貯受完致い者ハ、酒屋々酒壳渡い義壳かよひ出し、樽迄も吟味いたし、通ひヘ酒高を印、壳日等迄付ケ渡、印形致可申い
- 一、新居浜津口之義ハ、新居組酒屋、金子村酒屋々隨分氣ヲ付、抜酒無之様ニ可致い、其内新居組酒屋ハ浦内之義ニ不得ハ、昼夜共出入之船ニ氣ヲ付可申い
- 一、大嶋・黒嶋・阿嶋・多喜浜・垣生村・松神子村船着之村々ニベハ、抜酒無之様ニ沢津組酒屋々隨分氣ヲ付、抜酒無之様ニ吟味可致い
- 一、酒直段之義生酒壳石ニ付如何程ニテ相究リハ上ニ而ハ、抜々ニ下直ニも高直ニモ、我儘ニ壳申間敷い、酒斗リ方之義

ハ切替壳ニ致答ニ申合ひ

一夏口ニ至酒壳切い酒屋有之、有酒有之酒屋有之ハ、中ケ間内へ酒屋より取寄せ、壳可申ひ、尤直段之義ハ上方酒一番下リ直段ニ而、中ケ間内酒屋中へ壳渡可申ひ

一、夏口ニ至地酒壳切、上方酒買下シ申節、上方酒取扱元懸り、真鍋伝左衛門へ相談之上致答ニ申合ひ

一、上方酒相調レ砌、元方々酒屋中へ廻状ヲ以、誰何程買申度との義相尋、酒高相究買下シ、最初ハ銘々入用高之内半銀登せ可申ひ、元方々酒屋中之外へ上方酒一切壳渡申間敷い、上方酒四斗樽壳挺ニ付壳久世話料として相渡可申ひ、上方酒調方隨分致吟味、宜酒直段下直ニ付レ様ニ正直ニ世話可致レ、尤酒ハ上方酒屋ト新居浜迄酒支配人相付、於新居浜酒屋中へ酒相渡可申定、積下リ次第元懸リト早速酒屋中へ申通、何丁酒屋誰へ相渡レ様ニと、印形居レ指紙ヲ以通シ可申ひ、上方酒屋通ひ樽ハ入念ヲ印形等為致、紛敷無之様為致可申ひ

一、酒造一件之義、酒屋中へ何ニ不寄申通い事間違無之様、元懸リト廻状ヲ以早々通シ可申ひ、村々々若心得違抜酒取扱者有之、酒屋中見改ハヽ、元懸リヘ申通夫々懸酒屋中へ早速廻達可致レ

右ハ酉九月十日金子村長右衛門宅へ両組酒屋中不残寄会、酒造一件及相談、右ケ条之通申合レ上ハ、此後互ニ違申間敷

ハ、為後証一札依而如件

明和二年酉九月

金子村	真鍋伝左衛門、七右衛門、長右衛門、惣左衛門
新居浜浦	平次右衛門、勘右衛門
中 村	善兵衛、孫太郎、忠平次
上泉川村	下泉川村 武右衛門
船木村	六郎左衛門、文之右衛門

松神子村 門右衛門 垣生村 幸吉  
沢津村 重郎左衛門 宇高村 七郎右衛門

庄内村 甚四郎

西条藩は、領内の製酒だけでは、その需要を満すことが出来ず、大阪酒が入っていたのであるが、大阪酒は後に詳述するように、質もよく、生産費も安いばかりでなく、住友の銅船の往荷として扱わられたので運賃も安くつき、地酒は大阪酒を自由に入れたのでは、価格の面で対抗が出来なくなってきた。そこで明和二年から造酒屋は、領内の製酒を使い終るまでは他所酒の入ることを、領主に乞うて禁止した。その記載は、他所酒禁止を一層効果的にするための造酒屋の申合せであり、抜酒と価格に重点がおかれており、始めに抜酒に関する点を抄訳するところのようである。

1、万一他所酒の取扱者を見た場合は、その品を酒屋仲間に持出し処置をうけ、若し等閑にする者あらば酒造を指留る。

2、新居郡内の天領であるところの角野・新須賀両村にもこれを守らせて、両村は我々一同の入会の売買の地とす。

3、受売の者へは「通」をもたせ酒高、売日を記して押印し樽をも吟味する」と。

4、新居浜津口の抜酒は新居組、金子村が注意を払い、特に新居組酒屋は浦の内であるので、昼夜共に出入の船に注意を払うこと。大嶋・黒嶋・多喜浜・垣生村・松神子村船着の監視は、沢津組が担当する」と。

5、夏になり酒売切の酒屋あらば、仲間相互で融通し、価格は上方酒一番下り値とする。

6、地酒一切売切れの場合は、上方酒取扱元係の真鍋伝左衛門に相談する。

7、上方酒に入る場合は、酒屋の購入高をきめて、最初は入用高の半銀を払い、酒には上方酒屋より新居浜まで支配人をつけ、新居浜酒屋に渡す。この酒を配給する場合にも、誰にいくら配給したかを記録を残し、通や樽に押印する。

また藩内酒の価格については次の通りにきめられている。

1、酒の価格の決定は、西条町方へ各組の代表者が寄り、その会議で決定されるが、それに沢津より一人、船木組より二、三人出席し、領内同一価格とする。

2、酒値段は生酒一石何程であつても、それより高くしても、安くしてもいけない。酒のはかり方は切掛売とする。

この申合せが出来た翌月の一〇月には、さらに「従来の酒造家が大勢いるので、此上あらたに酒屋が出来る」と、有来の酒屋が難儀をするので、これ迄の有来の酒株より外に、他組の酒株を購入して酒造することを禁してもらいたい旨の願書が藩に出されている。

明和三年四月には、多喜浜産の塩代に上方酒が渡された場合の処置をきめており、廻船から上方酒を地船に積直し、直ちに他所へ売に出すが、積直しと他所への積出の際は、最寄酒屋が立会うことになった。

また同年の四月には、一月以来酒売方減じ、新居浦・大嶋浦・垣生浦・多喜浜の四カ村に他所酒入込の風聞があり、両組酒屋が小売酒屋へ小樽を持ち酒をととのえ味を調べたが、地酒に上方酒をまぜたようにも思われる

が、確実な証拠・手掛けもなく吟味の仕方がないので、以後右四カ村船持分の酒小売を差止るよう藩に願出ている。然しながら、藩からは「所々船には上方酒積上りのもの義、風聞迄ニ而証拠も無之筋ニて、小売差止儀ハ難申付レ」として許可にならなかつた。以上述べたように上方酒に對しては細かな注意を払つていたのであるが、抜酒を完全にくいとめることが出来ず、禁止をおかして発覚された者が次の通り二件記載されている。その一つは新居浜の長右衛門なる者であり、彼は明和一年にもおかし、翌年にも銀五百匁余の大坂酒を買下し、他に大嶋浦の用助も上方酒を他所船から入れて小売したのが露見している。

明和三年の五月一二日には郡奉行は、酒屋に対し地酒売れ後に上方酒を入れるに際し、藩内甲乙なきように申付するが、地酒造り込みの多少もあり東西共に同時期にはなり難く、土居組より東分（宇摩郡）と、船木・沢津両組と、西条より西分（大町組・氷見組）の三切に、願の遅速の差をつけてもよいのではないかと問うっている。原文の通達は次の通りである。

## 船木組・沢津組

## 士居組　酒　屋　共

右者冬造込ハ酒屋ニ而は、当新酒口迄売続レ様ニハ難相成可有レ、左レ得ハ無程新酒口迄上方酒賣下リ儀、願出ルニ而可有レ、其節ハ酒屋共一同ニ申合、未売残リ有之地酒分最早売切ハ酒屋共ヘ、分ケ取其分売切之限りを見斗ひ、上方酒取寄賣出し之時節大様甲乙無之様ニ可致段申付ルニ而可有レ、然共所々各地酒造り込之多少有之儀ニ付、上方酒賣出シハ儀東西共同シ時節ニハ難相成事ニ相見、依之右賣出シ之儀土居組より東分と、船木・沢津両組と、西条より西分と、願之遲速次第三切ニ申付レ積レ、勿論右所々受賣之者共も、先達而御定之通其所之酒屋共より上方酒買受賣致レ筈ニ付、

上方酒売出し之儀右之通三ヶ所ニ而、遅速有之レ而も紛整儀并指支レ事も無之方ニ相見ヘレ、此段酒屋共尋被申レ而否之儀早々可申出レ、已上

五月廿日

郡奉行所

右之通被仰下レ間、酒屋共へ御申通否之儀、明日早々申出レ様ニ御取扱可成レ、已上

大庄屋所

五月廿二日

七郎右衛門殿

甚右衛門殿

門右衛門殿

市右衛門殿

これに対する酒屋の返答は、当年は酒屋の有酒少く西条筋・宇摩郡へ廻さなくとも差支えがないが、多く造つた年にはこれらの地方に行くこともあり、上方酒入方の遅速をつけることは贅成出来難いと称してゐる。

同年六月には沢津・船木両組酒屋の有酒を調査したところ、大体七月一〇日前後には売切れる見透しであり、以後上方酒を入れてもらいたい願書が出されており、藩もこれを了承し、六月二二六日には泉屋金右衛門から大阪酒相場と、大樽酒一一〇挺の送り状が次の通り到着している。

### 大阪酒相場

一、地壳中物百八、九匁タ拾匁

一、太石石高壳百七、八匁

一、新居郡込ヘハ百六、七匁

右之通酒上中高下此節払方酒捌キ申レ

地主酒造マニユアックチニア

右之通ニ御座ハ

一、大石下モ下シハ

一、樽損料壺挺三分より四分迄、樽ニタ高下も御座ハ

一、庭掛銀子引かヘ

一、元船迄茶船貰此方ニかまひ不申い

右之通ニ売申義ニ御座ハ共、音便ヘ前以御頼申通、石数下り込之儀故御世話被下いへは、先最初之義故下直ニ着仕い様ニ取扱遣ヒ申上

六月廿六日（明和三年）

泉屋金右衛門

真鍋伝左衛門様

送り状表左ニ

一、大樽酒百拾丁

此樽 四拾石三升七合

内 三石六斗三升九合七勺引

残 三拾六石三斗九升七合三勺

百五匁カヘ 代銀三メ八百廿壺カヘ七分壺厘也

右之通ニ御座ハ、元船迄上荷貰私ハ致運ハ様ニ、勿論樽ハ損料ナシニ借運ハ様ニ御頼ニ付、其通ニ此度仕遣致シ間、左様御案内宣御酒屋中様方ハ御取出、跡々追ス可被仰下い相庭ニ而入念下可申い、樽モ明次第返スシ御登可被下い、勿論便彥右衛門殿方ハ御頼被下いハ、銅船便ニ登リ申い、若又樽込御貰分ケ被成ハ、壺丁壺カヘ七分御取可被下い、

尤本紙ニ申上置レヘ共又々如此御座レ、取込乱筆御免可被下レ、以上

ウセヒ

林鐘廿六日

明和四年一月には、上方酒入方の遅速を三地域に区分した前年五月の通達に反対し「自今者御領分一同之御取扱ニ被為成下様ニ奉願レ、無左レ而ハ往々造酒相増レ様之儀茂難仕レニ付」と称しているが、これに対する藩からる返答はなかった。処が七月二四日の小野家の「奉願御事」を見ると、七月九日地酒一〇挺を西条町の茶屋新兵衛と布袋屋平六に売付け船にて西条番所の改を済ませ、町に入ったところ、町方より「上方酒入申都合ニ相成レ、左レ得ハ右新兵衛・平六買受レ迎モ、西条町内江地酒ヲ入させレ様ニベ相成不申レ」と反対されている。これに対し小野家では上方酒に入る時期になつても「地酒売残り御座レ得ハ、売方を相止メ可申儀ニ而無御座」と、西条町方へ地酒を入れてはいけないということには成らないのであると称している。この事件は結局は、小野家の酒が目的通り購入されたのであるが、地酒よりも上方酒が好まれてゐることを物語つてゐる。

明和期における状況は以上の通り、三年間だけでありその後の状況は詳ではないのであるが、「去ル亥ノ年（明和四年）他所酒屋願出申者有ズ、願之通被為仰付、他所酒御停止茂相止ミ申レ」と記載されており、おそらく明和五年以降再び上方酒を入れたのであろう。

## 2 安永—享和期の地酒販段をめぐって

明和五年以降数年間上方酒を入れたのであろうが、「其後他所酒屋も相続難仕趣ニ付相止ミ」造酒屋も酒のさ

ばかりよろしからず、酒造量も減じ、「何とぞ当年より先年之通、他所酒御停止被為仰付被下い得者、御願ヲ以酒造方追々繁榮可仕与難有次第二奉存い」と、再び上方酒停止の願が安永三年の一〇月に出されている。そうして若しこれが許可になれば次のような取締り方を致すと、「他所酒締り方御願書」を添えており、その全文を掲げるところの通りである。

## 他所酒締り方御願書

他国酒御停止御願申上、願之通り被為仰付い時は、左之通り締り方等御願申上い

一、酒造屋御運上之義は、先年之通リ白数御改之上被為仰付事

一、新居郡・宇摩郡・西方三ヶ所、壱人宛年行事被仰付年々廻り勤ニ相勤、諸事不締リ無之様仕度、御運上并元江立相貢可申い

一、他国酒御停止被仰付いへ、酒売方宣敷相成可申い、高直ニ売ひ而ハ下々之難義ニ而御座ひ得は、年行事より其年々之米直段ニ順し生酒壺升ニ付直段何程与積合を以相極メ、酒屋共江申談之上御役所表江御窺申上、御下知を受い而御領内酒直段一同ニ相極メ申度、次酒之義は望次第二壺申度奉願上い

一、酒造株持是迄持來い通、村切ニ致他村之株買求メ、新規ニ酒造不仕様被仰付被下度奉願上い  
一、他村より當時借り株・借り道具仕、酒造仕来居申い者ハ其通り、此後新規ニ借求メ、酒造屋有之い村方ニ而酒造仕い義御指留メ奉願上い

一、村々酒造夏ニ至リ売切り時ハ、御領分有酒有之酒屋之酒を買受、村々無差支様仕度、尤酒屋共一同ニ売切り様相求いハ、年行事方へ及相談上方酒買下シ、村々指支不申様可仕い、右之通奉願上い

一、村内持來り之株・道具所持仕い酒屋、當時相休居申者も有之い、他村より借受其村ニ而酒造之義勝手次第ニ為仕申度奉

願上ひ

一、酒株売買之義は御領分一同ニ勝手次第二仕ひ様被仰付被下度ひ、勿論酒造屋有之村方江は買求メハ義相成不申様被仰付被下度奉願上ひ、右之通被為仰付村々末々迄心得違他所酒取扱不申様ニ被為仰付、他所酒取扱ヒ者万一有之ヒ得は、酒造屋ル見改メ其村々之庄屋所江申出次第御咎被為仰付、右抜酒をハ留取ニ仕ヒ様被仰付ヒ得は、心得違申間敷哉奉存シ、若間違無之義を間違与見違申義も有之間敷者ニ而モ無御座キ、其節極メ而彼是ニ繼ケ間敷申出ヒ半与奉存ヒ、酒屋共ノ若改違有之ヒ共不善との義村々江被仰付ヒ様奉願上ひ、村々ニ而五人組頭ヘ不行跡不申様ニ急度被仰付、村方ニ而連印仕らせヒ程ニ不被仰付ヒ而ハ、相堅り申間敷与奉存ヒ、酒屋共者心得違不法我儘之取扱不仕様、年行事ヲ時々氣を付ヒ様仕度奉存ヒ。

右之段宣敷被仰付可被下度ヒ、已上

安永三年十一月

金子村 洒屋真鍋伝左衛門、長右衛門

垣生村 幸吉、 新居浜浦 平次右衛門

中 村 勘右衛門

下泉州村 与三右衛門、武右衛門

舟木村 常右衛門、藤次郎

沢津村 勇右衛門、雲平

松神子村 彦之丞

舟木組大庄屋 鈴木留右衛門殿

沢津組大庄屋 小野七郎右衛門殿

地主酒造マニヨフアクチニア

全文を通読して見て、主旨は明和年間と全く同じであり、ただ郡毎に輪番制の行事を一名設けたことだけが異つてゐる。この年の上方酒停止後、文化元年まで三〇年間の事情の詳細はわからないが、天明年間から地酒の値段に対し藩の干渉が強くなり、文化元年ついに上方酒の停止を解除しており、以下この過程を辿つて見よう。

天明七年酒値段高値に売る者があり、御定値段より高値に売つてゐるのであるか、否かを返答せよと命じたのに対し、左の通り返答がなされている。

一、酒直段御定より高直ニ売ひ様御聞へい、如何いたし御定外高直ニ売買仕ひ哉、委細申上ひとの御事奉畏左ニ申上ひ  
酒直段之儀去年閏十月、新米直段大様押平シ積合之上、上酒壱匁八分、中酒壱匁八分ニ相極メ申度奉伺ひ  
処、猶御上ニ而御調之上右直段之内三分宛下り、上酒壱匁八分、中酒壱匁八分ニ相極メ仰付ひ、右ニ付町在酒屋  
をも相詰仕申ひ処、右直段ニテハ去冬米直段と引合不申、始終之勘定ニ合不申様子ニ相見ヘ申ひニ付、何卒先達而書付上  
ケ直段ニ仕売らせ被下ひ様ニ、去年霜月御願申上ひ処相済不申段被仰出願書御下ヶ被遊ひ、依之直段ニ引合ひ様ニ段々積  
合仕、御定直段ニテ賣買仕罷在ひ、乍併何れ之酒屋共も正生酒夏秋迄も持ひ様之筋ひ、水を詰メ格別ニ造リ入置不申ひ而  
ハ持越不申ひニ付、名酒仕立ニ仕格別、別上品ニ仕込御座ひ、勿論右名酒を相望い得共別段直段ニテ売申積ニ仕ひ処止  
ミ及承右名酒と申筋を好ミ申ひニ付、御定外之直段ニ而売出し申ひ、遠方請売之者は右名酒と申筋ハ暫貯ひ而も損不申ニ  
付、不益無之勝手直筋仕様い、故ケ勝と云格別之上酒ヲ望ミ小売ニ仕申ひ、然とも酒屋々々ニ而小売仕ひ分ハ御定直段ニ  
テ売申ひ処、右名酒と申を各相望い様ニ罷成酒持用存ひ、上酒を呉ひ様ニ申ひ得は、右は名酒仕立の方を売ひ様ニ仕お  
つから右別段之上酒越砂を用ひ様ニ罷成ひニ付、御定外ニ高直ニ賣買仕ひ様ニ相聞ヘ申ひ得共、全以元之御定直段ヲ潰  
シ申ひ儀ニテハ無御座ひ、當時ニテ御定直段ハ上酒武匁五厘、中酒壱匁五厘之割合ニ御座ひ、然レ共右申上ひ通、一通り  
之酒ハ此節造リ持テ不申ひ故、只今ニテハ尤名酒と申筋を其割合を以當時々ニ崩しひ而売申是ヲ望申、一通り之賣入ニ

隨分御定直段にて売居申、且又商売躰之儀ニ御座ひ得は、格別損銀仕ひ而ハ売られ不申、去冬々止ひ米高直ニ罷成、御直段ハ十月新米口之割合ニて相立、造酒ハ多く寒中る二、三月迄ニ仕込申ひニ付、米直段との割合御定直段と相成申、然れども御定直段過分高直ニ成、酒ハ町在共売賣不仕ひ、上方酒并他所酒との割合ニて相知れ申儀御座ひ

右之段宣布被仰上被下ひ、已上

天明七年未七月

町大年寄  
重 藏殿

沢津組・大町組・水見組 酒屋共

天明六年閏一〇月の新米値段から積合をして、上酒一升二・一匁、中酒一・八匁としたが、藩の干渉があり、上酒一匁八分、中酒一匁六分にするよう命じたが、これでは冬米値段と引合がとれず、一月酒屋は前の値段で、売るよう願出たが、許可にはならなかつた。

この返答書の出されたのは七年の七月であるが、この当時には夏越酒を売つており夏越酒は水を少くして名酒仕立にし、越砂を用いるため普通酒の御定値段では引合わず、高値になるのだと称している。

寛政五年一一月にも造酒値段上酒一升につき一匁三分、中酒一匁一分、次酒一匁に決定されたが、夏越の上酒は格別に造り込み、薪や日傭、其他の諸色高値となり、この御定値段で夏越上酒を売払つては採算がとれないので、一匁五分完に許可され度き願書が出されており、これは容れられて一匁五分売にしている。

寛政一二年には宇摩郡土居組において、地酒高値につき上方酒を入れる動きがあり、これに対し沢津・船木両

組から次のような「御内々口上」が提出されている。

乍恐御内々口上

一、宇摩郡土居組ムラシキ此節上方酒売買之儀御免被為仰付被下ハシメテ様ニと、奉願上ヒタチ申由伝承仕ハシメテ、然ル處船木組・沢津両組之儀ハ、造酒屋多御座ハシメテ付、所切ニ而ハ酒捌ハシメテケ不申ハシメテい故、右土居組之儀も船木・沢津両組之造酒賣場ニ相成居申ハシメテい處、土居組ムラシキへ上方酒入ハシメテい様ニ相成ハシメテい時ハシメテ、両組之造酒賣方相減シ造酒屋共難儀至極仕ハシメテ御儀ニ御座ハシメテ、前方ハ西方迄も當両組之造酒賣出シ居申ハシメテい處、近年ハ西方へ売れ不申ハシメテいニ付、造酒屋共造り高前方ハシメテラハ相減シ居申ハシメテい處、土居組ムラシキへも上方酒入ハシメテい様ニ相成ハシメテい時ハシメテ、沢津組造酒屋共手前ニ而も造酒亦々相減ハシメテい様ニ罷成、就中船木村々造酒屋式軒御座ハシメテい處、是等ハ下地七、八歩通りも宇摩郡へ賣出シ居申ハシメテい御儀ニ付、造酒相続難相成様ニも成行可申哉と別而難儀至極ニ奉存ハシメテ、尤地酒ハ上方酒々高直ニ付ハシメテい様ニも、宇摩郡筋ニ而申由ニ御座ハシメテ、共、酒之儀は馬ニ而地酒三斗四斗程ハシメテ、取ニ參、亦ハ老人參ハシメテい而酒武斗前後程ハシメテ、取帰リハシメテい様ニ仕ハシメテい故、駄貰ハシメテも過分懸リ又造酒屋共手前ニ而も、酒取ニ參ハシメテ者へ支度ハシメテを為仕、酒ヲ給させ其上間ニハ神酒と申、少々ハシメテ、酒ヲ曬ハシメテひ帰りハシメテい様之儀とも御座ハシメテい故、纔之酒ニ難用多持れハシメテ付ハシメテ、自然と酒高直ニ付ハシメテい儀も可有御座ハシメテ奉存ハシメテ、上方酒之通大樽ニ而式拾挺・三拾挺程ハシメテ、船ニ而取ニ參ハシメテい様ニ御座ハシメテ、離用相減シハシメテ付格別上方酒ハシメテ、御座ハシメテ奉申ハシメテる高直ニ付、可申様も無御座儀と奉存ハシメテ、尤上方ニ而ハ他所米入津之内ニ而造酒ニ向キハシメテ、米ヲ撰買受酒造仕ハシメテい儀ニ御座ハシメテ、處、御當所ニ而ハ他所米入津ハ無御座ハシメテ、所之御米一通リニ而酒造仕ハシメテい儀ニ付、米直段高下御座ハシメテ事ハ酒直段ニも少々之狂ひも可有御座哉、米直段さへ大牀平シハシメテ得ハシメテ、酒直段ニ格別上方酒ハシメテ高直と申様ニハ、有御座間數と奉存ハシメテ、前段奉申ハシメテ上ハシメテ通此上地酒賣場相減シ申様ニ御座ハシメテい時ハシメテ、造酒屋共至而難儀仕ハシメテい御儀ニ御座ハシメテい故、乍恐右之段宜被仰上ハシメテ可被下ハシメテい、已上御慈悲ハシメテ、以是迄之通ニ被為仰付被下ハシメテハ、御願ハシメテ以酒造相続可仕と難有仕合ハシメテ奉存ハシメテ、右之段宜被仰上ハシメテ可被下ハシメテい、已上

松神子村 卓 吉

船木組造酒屋惣代

船木村 周 助

寛政十二年申十月

沢津組大庄屋

小野七郎右衛門殿

船木組大庄屋

鈴木八百助殿

船木組と沢津組は造酒屋多く、その組内だけのいわゆる所切にては酒はさばかれず、土居組は両組の造酒売場であり、土居組に上方酒が入ったならば、両組の造酒売方が減じ、造酒屋共難儀至極となる。以前は西方迄も両組から酒を売出していたが、近年は西方に売れず造酒屋の造り高は、以前より減じており、その上に土居組へ上方酒が入れば、両組の酒は益々減ずることとなる。

地酒は上方酒より高値であると、宇摩郡筋で称しているが、地酒は馬で酒を三、四斗づつ、あるいは人にて酒二斗前後を取りにきているが、これでは運賃が過分にかかり、その上に酒屋も酒取人に酒や食事を給し、時には神酒と称し酒を与えてるので、僅かの酒に雜用がかかり自然に酒が高値になるのである。この点は上方酒のように、船で大樽を二〇挺、三〇挺づつ運べば、雜用減じ上方酒より高値になることはない。また上方酒は、他所米入津のうち造酒にむく米をえらんで造酒しているが、当所は所の米を使用しているので、米値段に高下ありそれが酒値段にも影響し少々の狂いを生ぜしめ、米値段さえ大体安定化されれば、酒値段は格別に上方酒より高くならないと称している。

### 3 文化初年の上方酒禁止と酒値段

文化元年一〇月藩は、ふたたび上方酒を入れることになったが、同二年八月には早くも造酒屋はその停止方を願出ている。その願書には、上方筋にては秋田米などの下値なる米を使用し、其上に場所柄に諸向手当も安き品で、酒値段自然と下値であるが、当地では生産費が高くつき採算がとれないけれども、上方酒同様に下値に売払っている。然しながら造酒が減少し、また資金も不足しており、米代銀を御拝借しても利銀を支払えない有様である。酒が程よく売れたならば、酒株や諸道具等を売払って、借銀整理の助にもなるが、現在のままではそれさえ出来ないのであり、以前の通り上方酒が停止されれば酒値も下値となるようにし、昨年一〇月以来売払った振合からも、地酒のみ売さばく時は、造石が減少することはないと称している。願書の本文は次の通りである。

#### 乍恐奉願上御事

一、船木組・沢津両組造酒屋共御願ヲ以、造酒商売仕難有渡世仕罷在レ処、去子十月以来大坂酒入払ニ相成申レ処、上方筋ニ而ハ秋田米杯之至而下直成筋を相調造酒仕、其上場所柄之儀ニ付諸向手当モ仕、安き品ニモ御座レ哉直段下直ニ御座レニ付、御当地造酒屋共隨分勘弁仕造酒仕申レ得共、何分直段引相不申相捌ケ不申レニ付、無是非直段引下上方酒同様ニ仕賣払申レ、勿論右ニ付去秋以来仕込方も減少仕居申レ得共、此節荒方売捌申レニ付、勘定向相都詰見申レ処、造酒石高相減レニ付、雜用持シ強旁以元銀之内も不足仕レ様之品ニ御座レ而、当惑至極仕レ就中造酒商売已而ニ而手挾ニ渡世仕罷在、御願を以御米代銀等御拝借仕罷在、御利銀御上納等手當專ニ造酒仕、相凌居申レ者共之儀は差当難渋至極仕レ、造酒方程能売捌申レ砌者、酒株・諸道具等売払借銀等相片付レ様之助ニも相成申レ得共、當時之趣ニ而は一向右等之相談口も無御座、差当り難渋至極仕レ者も數々御座レ、何卒前方確御運上被為仰付レ御時節之通リニ被為仰付被下レ様、遍ニ御願

奉申上い致段兩組造酒屋共一同相歎申いニ付乍恐奉願上い、何卒御憐愍之上以前之通被為仰付被下いハヽ、私共も造酒屋共申談直段之儀者、隨分相都詰下直ニ相捌い様ニ仕、下々之手前ニ而も格別不勝手ニ相成不申い様仕度奉存い、直段之儀は去十月以来売払い振合ニ仕申い而も、御当地ニ而出来仕い造酒已而売捌い時は、是迄之通造酒も出来仕、別而減少仕い様之儀も有御座間敷と奉存い、左い時は少々ニ而も造酒屋共内間渡世ニも相成可申哉与、何程歎難有仕合ニ奉存い、此段遍ニ宣被仰上司被下い、已上

文化二年丑八月

船木組造酒屋惣代 周 助  
沢津組造酒屋惣代 卍十郎

沢津組大庄屋 小野七郎右衛門殿  
船木組大庄屋 鈴木留助殿

この願書は漸く文化四年一月に容れられ、五年の一月から上方酒を停止することになった。その通達には、  
造酒屋共造酒いよいよ入念になし、若心得違にして悪酒あるいは薄酒を売つたり、相場より高値に売つたならば  
咎を申付け、造酒の模様によつては再び上方酒を入れることになる。酒値段は従来通り御儉約方へ申出て指図を  
うけ、造酒屋や受売酒屋に役人を時々立入らせ査改をなし、また文化五年一月には査改をして焼印を押すと称し  
てゐる。上方酒停止の通達は次の通りである。

(郡奉行所よりの通達)

去ル(文化元年)  
(文化五年)  
子年上方酒売買之儀指免い所、來ル辰正月より上方酒売買之儀先暫急度停止申付い

地主酒造マニユアックチュア

但、他所酒も同様停止申付い

一、右之通停止申付い者、御領分造酒屋共造之儀弥入念取斗可申い、若心得違惡酒或者薄酒等売ひ歟、又時々相場より高直成酒売ひもの有之者、吟味上急度咎可申付い、尤惣躰造酒之模様ニ寄、又々上方酒売買之儀可申付い間、造酒屋共能々申合越度無之様可致い

(但書略す)

一、時々酒直段之儀御檢約方へ、町造酒屋共々是迄之通申出、相場之高下指図受ひ上、在中迄酒屋共へも町方より通達有之筈  
一、造酒屋并受売之酒屋たりとも、役人時々立入査改有之筈

一、来ル辰正月中夫々へ査改もいたし、役人より焼印居り筈

右之通上方酒并他所酒之儀停止申付いニおいてハ、紛敷酒樽積込み舟入津之所ハ浦方番人共々相改、早々可申出筈、右之通町在ハ勿論造酒屋共へ入念可被申付い 以上

(文化四年)十一月

町在造酒屋共

是迄造酒屋共之内ニ者、品々々夏出中杯酒売切い者も有之歟ニ相聞へい、此度上方并他所酒買受ひ儀停止申付いニ付而ハ、可相成たけハ夏越酒仕込ひ様取斗可申い、以上

十一月

文化五年三月には、早くも藩に對し酒値段引上げの願を出している。酒値段小売一升につき一匁五分にきめられたが、造酒屋の手取は一匁一分七厘にしかならないので、米買入値段からすると損銀になると称し、その理由を次のように説いている。

酒はその所によつて、下酒あるいは次酒を好む地方もあるが、高値でも上酒を第一に好む地方もあり、特に当地方は多喜浜・黒嶋・大島などに多く出しており、ここえは他所が多く入り込み、上酒を多く好み、四月頃よりは夏越の極上酒を好み、其の他の村でも中酒・次酒を好む者は希にしかおらず、上酒を好む。

売り方を見ると祭礼などの他は、三合、五合の少量を求めるので造酒屋よりは受酒屋を利用し、多喜浜や両嶋などへは相応に売れるが、造酒屋まで距離も遠いので、れも受酒屋より求めている。したがつて造酒屋で売るものは一割で、他は受酒である。

卸値段は小売値段より二分下げ、桶も一、三樽では一割位も引き、運搬人に酒を飲まし、神酒と称し酒を給し、これらを考慮すると一割五、六分にもなる。また一斗樽以上を折に買いたる者には、桶目五、六分に呑酒や食事を給し、これも一割余になる。これらをおしならし一割三分程の桶減りになり、小売値段一匁五分に対し、卸値段一匁四分というのは、手取にすれば一匁一、三分にしか当らないと称している。そうして上酒一升小売を一匁七分、卸を一匁五分、夏越上酒小売一匁九分、卸一匁七分の値に引上げることを次の通り願出ている。

#### 乍恐奉願上ひ御事

(前文を略す)

一、酒直段之儀壹升ニ付壹匁五分ニ賣ひ様去暮御通出ひ段、當正月早々御通相廻リハニ付、其以來先右御定直段ニ而賣居申ひ処當返是迄之振合ヲ以右直段ニ賣ひ時ハ、手取壹匁二、三分程ならて取レ不申ひ故、米直段ニ引合ハ而ハ余程損銀ニ相成申儀ニ御座ひ、依之當返之振リ合乍恐左ニ奉申上ひ

一、酒売買之儀御領分内ニ而も、其所々々ニ而振り合替り、直段之下直成次酒ヲ専好ミハ場所も有之、又少々高直ニ而も

上酒ヲ第一ニ好ひ場所も御座ひ處、当返之儀ハ多喜浜・黒嶋・大嶋杯重モ之売場ニ而、他所者多入込み儀故別而上酒ヲ好みニ付、四月頃より後ハ夏越之極上酒ヲ好ミハ儀ニ御座ひ、其外村々ニ而モ中酒・次酒ヲ好ミレ者ハ稀々之儀ニ而、多ク上酒ヲ好ミレ故、造酒屋共も右之振合ニ而造申儀ニ御座ひ、扱亦売方之儀も當辺村々之儀ハ祭礼歟、其外限り御座ひ節之外巻升ニ足リハ酒ヲ買ひ者ハ無御座、平生ハ五分・三分程ツ・之小賣ニ而御座ニ付、造酒屋之近辺ハ格別少々ニ而モ隔リ付得ハ、買ニ参リハ手間ヲ厭い故、其最寄之受酒売之方ニ而買ひ故、村々ニ受酒賣數々御座ひ而、三升・五升程ツ・造酒屋ダ買受小売仕口過仕ひ儀ニ御座ひ、多喜浜・両嶋之儀ハ地方とハ違、酒も相応ニ売レハ得共、是迄造酒屋とハ隔リハ付、多受酒売之方ニ而相調ひ儀ニ御座ひ、右之通之地合ニ而御座ひ故、造酒屋共手前ニ而小売と申ハ十分之一之儀ニ而、九歩通り迄ハおろし売ニ仕ひ儀ニ御座ひ、おろし売直段と申ハ小売直段ダ式分下ケ遣シ、枊も貳・三樽ニ而ハ老割位も引、其上神酒と申ハ而少々ツ、遣ハ外ニ酒給ひ而、帰りハ様ニ仕来ハ付、ケ様之筋枊目ニ都詰ハ時ハ老割五六歩も枊減リニ相成申儀ニ御座ハ、尤おろし売と申ハ而モ一様ニも無御座ひ、右之通ニ仕遣ハ賣子と申三升・五升程ツ・日々取ニ参ハ而口過仕居ハ分ニ而御座ハ故之外、みせ方又ハ遠方より老斗樽以上ニ而折々取ニ參ハ様之筋ハ、枊目五・六歩程引遣其外ニ呑酒少々遣、支度ニ而モ為仕帰シハ様之筋ハ枊目ニ都詰老割余減リニ相成申儀ニ御座ひ、彼は押平シハハ、老割三歩程之枊減リニ相成申積リニ御座ひ、右之通之儀ニ御座ニ付、小売直段老匁五分と申ハ、當辺造酒屋共手前ニ而ハ名目斗ニ而、売立ハ付ハ至而下直ニ相成引合不申ハ故、當時売方小売老匁五分、おろし老匁四分ニ賣居申ハ得共、正枊ニ仕ハ時ハ手取老匁三分程ニ相成申儀ニ御座ニ付、おろし売之枊ヲ切枊ニ相致ハハ、可成ニ引合ハ様ニ也可有御座哉と奉存ハ得共、左様仕ハ時ハ賣子之者共、口過ニ合不申ハニ付、受売相止ミハ様ニ相成可申と奉存ハ、左ハ時ハ賣子之者共手前ニ而相應ニ賣掛ケニも相成居申ハ處、其取立等も難相調難儀可仕と奉存ハ、造酒屋共方ニ而モ自然と酒売レ方之減シニ相成、買人之手前ニ而モ造酒屋元へ買ニ参ハ時ハ、纔之酒ニ手間ヲ費シハ様ニ相成ハ付、惡方共不為成儀と奉存ニ付、容易ニ樹改ハ様ニも難相成儀と奉存ハ

右之通之儀ニ御座ひニ付、小壳直段壱匁五分仕ひ而ハ何分難引合、其上四月頃迄にも相成い時ハ夏越之上酒ニ而無御座ひ而ハ、日數持不申いニ付、多ク夏越之上酒を壳い様ニ相成申い、左ひ時ハ猶以大損ニ相成可申と難儀至極之儀ニ奉存い、右ニ付何卒左之通被為仰付被下さい様奉願上い

一、上酒壱升ニ付

壱匁七分 小 壳

中酒ハ右より或分下り

一、夏越之上酒

壱匁九分 小 壳

壱匁七分 おろし壳

右之通被為仰付被下さい様奉願上い、願之通被為仰付被下さいハ、酒造相続可仕と難有仕合ニ  
奉存、此段宜被仰上可被下さい、以上

辰 三 月

松神子村

同 村

垣 生 村

沢 津 村

松神子村 同 村 垣 生 村 沢 津 村

半 弁 幸 開

十五郎

吉 開

郎 開

	小壳(a)	卸壳(b)	a + b	辦減り
御定め価格(上酒)	1斗 × 15 匁	斗 $8 \times 14 = 112$	127	1斗
要求価格	{ 上 酒 夏こし	1 × 17 1 × 19	8 × 15 = 120 $8.4 \times 17 = 142.8$	137 161.8 0.6

要求する価格によれば上酒は一三七匁、夏こし酒は一六一・八匁となるのである。

以上は明和二年から、文化五年迄の四〇数年間における領内酒株仲間の動きを追及したのであり、仲間の者は上質で価格の安い上方酒の入酒を藩を通じて禁止して、各自の営業を維持せんと努力している。然しながら藩も貢租米の価格維持や領内の産業を保護する面からは一応これに同意するが、極端に酒の価格が上昇したり、品質が悪化したりすると、上方酒を入れてその調節をばかり、入酒の禁止と解除を繰返している。

文化五年以降の上方酒の動きは詳細にわからないが、文化九年と文政四年の指留願を残しており、一方大阪では享和から文政にかけて米価の低落による米の滞貯を多く生じ、安価な酒造をしうる条件が生れ、当地の酒はさらに不利になってきたのである。このような状況を念頭におきつつ、小野家の経営を追及しよう。

### 第一節 酒造経営の推移

小野家の酒造に関する帳簿は、酒方仕入覚帳・米踏都詰帳・薪買帳・酒方売留帳・酒方勘定帳・酒方当座帳の六種であり、その記載内容は次の通りである。

酒方仕入覚帳 造酒器具（樽・桶・酒袋・さゝら・その他） 材料（灰・もやし・粬・渋柿） 荷材（わら・なわ・むしろ） その他の雜費・杜司・日傭等の労賃、新酒・本元の洗米・売粬等の米の利用状況

米踏都詰帳 原料米の製米状況を月日・玄米と白米の量・日傭人の名を入れて記載

薪買帳 薪の買入状況を月日・名・重量・錢高等記載

酒方売留帳 販売状況を月日・名・樹目・錢高別に記載

酒方勘定帳 仕入品を品別に総計し、販売高をも集計して収益を明確にしている。

酒方当座帳 火入の時期と樹目と作業の日備等が記載されている。

以上六種の帳簿のうち經營の必要なのは、酒方仕入覚帳と酒方売留帳と酒方勘定帳であり、これらは享和三年から文政一二年まで大体において揃い、化政期の地主酒造經營の推移を知らせてくれる。以下の記述は、これらの帳簿の整理を通じて、地主酒造の生産過程を明らかにしたものである。

## 1 酒造米

第三表は酒造に使用した酒造米の石数と錢高であり、その米の石数は酒造高を表示するのであるが、それを正確に把握することが今のところ出来ないが、後に紹介する「酒百石之積」と称する生産費計算の史料では、酒米一〇〇石で普通酒では一〇〇石、夏越酒は九〇石の見積りをしてるので、米と酒を同量と見て差支をないであろう。文化初年の米石数は白米で二〇〇石未満であるが、漸次増加して文化一〇年から一四年までが最高を示し二六〇石をこえ、文政に入つて減少を続け一〇〇石台になり、同二年にはわずかに七九石五斗になつてゐる。

文化二年まで、その供給の内訳は、買米と作徳米（小作米）に分けて記載しており、享和三年は錢高買米の比率が作徳米にせまつてゐるが、文化一、二年になると秋田米たる買米は極めて低くなつてゐる。従つて当家の酒造米はそのほとんどを、小作米に依存する傾向を示してゐるといえよう。文化三年から文政二年までは古米と

第3表 酒 造 米 明 細

	玄米	白米	精白度	内訳(錢高)		
				買米	作徳米	計
享和3年	石 203.898	石 194.3	割 0.47	貫 8.780.06	貫 9.596.48	貫 18.376.54
文化1		151.2		1.863.15	12.700.70	14.563.85
2		200.487		0.959.34	16.727.81	17.687.15
				古米	新米	
3	205.347	192.472	0.63	1.156	17.135.45	18.291.45
4	239.12	223.752	0.64	2.737.53	23.169.35	25.906.88
5	261.508	243.400	0.69	1.860.07	26.049.95	27.901.02
6	254.588	240.624	0.55	1.453.12	21.548.34	23.001.46
7	201.212	189.492	0.60			16.777.25
8	232.667	219.304	0.56	1.993.87	16.856.10	18.849.97
9	246.527	233.075	0.53	1.107.93	17.645.97	18.753.90
10	276.654	261.705	0.54	1.105.89	25.199.55	26.305.49
11	282.871	264.884	0.64	2.619.48	26.985.35	29.614.83
12	283.636	264.23	0.67	1.961.16	25.378.70	27.339.86
13	292.354	268.57	0.82	0.555.02	33.833.57	34.308.59
14	284.532	265.532	0.67	0	29.094.52	29.094.52
文政1	213.929	196.32	0.84	1.342.08	18.750.47	20.292.55
2	271.29	247.47	0.89	2.796.76	21.268.24	24.065
3		159.743				17.139.79
4	225.973	207.6	0.80			27.353.45
5	185.195	169.56	0.86			19.514.60
6	174.901	163.01	0.69			23.986.40
7		163.4				30.587.50
8		148.033				31.086.93
9	153.938	143.85	0.65			24.923.19
10	164.53	155.84	0.53			28.675.18
11	110.201	103.32	0.64			27.287.78
12	85.413	79.55	0.71			15.455.55
酒方勘定帳・酒方仕入覚帳・米踏都詰帳				平均	23.597.54	

新米に分けおり、圧倒的に新米高が多くなっている。  
当家に伝わり、酒造の「虎の巻」の役割を果したと思われる『酒造秘伝記』の「酒米心得之事」に次のような

記載がある。

一、武年米八月・九月・十月に遣ひ申時ハ酒之づれ能、酒のたり多きもの也、併北国米杯ニハ廻船積廻シ之節、船の中ニ而米ニぬくみ出、米の色黒く相成ハ、酒ニ遣ひ事甚惡敷るもの也

一、武年米隨分上白ニいたし、酒ニ造しけ而ハ勝手筋多もの也、但米あらひかしけ而、米之ふえ方新米ハ武割ふへ申もの也、古米ハ三割ふへ申もの也、扱亦むし飯米壱升ニ付新米ハ壱升五合ニふえ申もの也、古米ハ壱升六合ニふへ申もの也、しかれハ壱割方ハ酒たり能キものニ而御座ハ、是以米之ふえ申事ハ甚心得違ニ而、米壱升ニ新米ハ五合、古米ハ六合、右のかし米ニ水着ヲカル口也、然ハ着を借りたる水、酒ニ成リ申もの也

二年米は八、九、一〇月に使う時は、酒のつぶれがよく、酒のたり多くなるが、北国米で輸送中に米のぬくみが出て、米の黒変するものは甚だ不適当であるとし、あらいかして米のふえ方新米は一割、古米ハ三割であるが、むし飯米は一升に新米は一升五合、古米は一升六合にふえ、古米は新米に比し一割酒のたり多いと称している。

古米は新米に比し精白にし難く、若干価格も高いのであるが、(文化三・四・一・一一・一二・文政一・二年の八年平均では、新米一石錢一〇四・七匁に対し古米は一〇七・四匁) 一割も酒がふえるならば、それを相殺して余りあるが、何か他の原因によつて新米が多く利用されたものと思われる。

酒質に影響を及ぼすところ多いのは、米の精白の程度であり、富崎柳条の『広益農工全書』に「酒の善惡ハ専ら米・水の良否に關す。故に米ハ最上の者を撰ミ裹搗して精米とする也。極上酒は玄米一石を春て。一斗四、五

升より一斗を減ず。即ち精米八斗五、六次品七、八升を減ず。摂津伊丹の東京へ輸る酒ハ二斗七、八升より三斗を減ずるに至る。其精白なること察すべし。」とあり、極上酒で精白度一割、次品〇・七～〇・八割、伊丹の東京におくるものは三割程度となつてゐる。

当家では「米踏都詰帳」に次のようない日毎に、玄米と白米の量および精白度、稼働者を明記してある。

摺立米

卯八月廿七日

一、米壱石武斗三升

内

壱石武斗 嘉太郎・忠次郎

此白米壱石武斗

但 八歩三厘三毛ヘリ 三合欠

残武升七合

越シ

これによると一石二斗の玄米を精白して、一石一斗の白米を得ており、八月二七日の精白度は〇、八三三割となつてゐる。

年間平均精白度はこの表に出でおり、文化年間は〇・六割内外であるが、その末年から文政初年にかけて〇・八割から〇・九割に上昇し、その後はまた〇・六割内外となつてゐるから、最潮期が精白度から見れば上質酒を

出して いたことになる。

米つきの状況は第四表の通りであつて、普通のつきと増つきとがあり、酒造米の消費の最高に達した文化一〇

第4表 米つき状況

	搗 貨	日 億 日 数	増 搗	日 数	計	
					搗 貨	日 数
享和 3年	匁 362.70	日 279	匁 78.59	日 64.5	匁 441.29	日 343.50
文化 1	233.35	179.5	65.11	50.1	298.46	229.60
2	339.17	261.9	87.09	67	426.26	328.90
3	338.78	260.6	83.28	64.1	422.06	324.70
4	423.80	326	55.70	42.8	479.50	368.80
5	534.95	412.5	24.54	18.9	559.49	431.40
6	519.10	399.31	30.80	23.7	549.90	423.01
7	371.61	285.78	45.65	35.1	422.26	320.88
8	480.38	369.52	17.19	13.2	497.57	382.72
9	512.89	394.53	8.34	6.4	521.23	400.93
10	563.29	433.30	26.48	20.4	589.77	453.70
11	594.93	457.64	24.08	18.5	619.01	476.14
12	600.49	454.10	23.55	18.1	624.04	472.20
13	622.08	444.34	52.85	37.8	674.93	482.14
14	666.60	512.85	21.20	15.1	687.80	527.95
文政 1	524.65	374.75	31.64	22.6	556.29	397.35
2	698.03	496.45	5.22	3.7	703.25	500.15
3	410.06	294.90			410.06	294.90
4	607.50	405			607.50	405
6	583	291.5			583	291
7	276.46	120.2	(水車) 224.4		500.86	
8	191.85		171.7		363.65	
9	160.90		246.5		407.40	
10			{ 377.4 駄賃 532.8		910.20	
11			{ 237.15 駄賃 327.60		564.75	
12			{ 185.30 駄賃 261.60		446.90	

酒方勘定帳・米踏都詰帳

第5表 文化3年米踏日傭(日数)

		8月	9月	10月	11月	12月	計
新須賀村	伝次郎			5	16	3	24
	辰次郎			15.2	38	11	53.2
新須賀村	藏	6	8	.	15		40
	廣	7	12	6	28		53
村内	竹	1		8	12	5.4	32.4
	忠			6	5		11
郷村	伴			9		4	13
	金					7	7
村内	竹					7	23
	長					3	3
〃	吉					1	1
	甚						
計		14	26	49.2	130	41.4	260.6

## 文化三年酒方仕入覚帳

ば、当家には六個の酒造用臼があり、米つきには日傭が使用され、享和三年から文化一一年までは一日錢一匁三分、文化一二年は大体  $1\frac{1}{4}$  の者が一匁四分になり、一三年からは全員が一匁四分であり、文政四年には一匁五分、同六年は一匁の労賃が支払われている。処が、文政七年から一部の米を、同一〇年からは全部を庄内村と新須賀村の水車でついているが、水車つきには米の運賃がかかり、これを加えると日傭のつき米より高くなり、精白度も低くなっている。すなわち文政一〇年の米を、日傭によつてついたと仮定して計算すると、錢七九一匁であるが、水車つきによると、つき賃三七七・四匁に運賃五三三・八分を合せ九一〇・一匁になつていて、また精白度は〇・五三できわめて低い。

次に米つきを日傭に依存した頃の、日傭の雇傭状況をあらわしたもののが第五表であり、文化三年の増つきを除いた本つきのみの分である。日傭は村内や周辺の村から一一人が来ており、総日数二六〇日であるから、一人平均二四日となる。

月別で見ると、新酒を造り始める八、九月から作業が開始され、一ヶ月が最高に達し総日数の半分が集中し、

年内に作業を終えている。

第6表 酒造米の利用状況

地主酒造マニュファクチャ	本元		菊元(新酒)		半からし	売糀	鼠切	計
	番	石数	番	石数				
享和 3	21	182.7	3	10.5		1.1		194.3
文化 1	15	130.5	4	13.7	5.40	1.6		151.2
	2	20	174	4	18	6.93	1.33	200.26
	3	19	174	3	10.8	6	1.12	191.92
	5	25	217.5	5	18	6.66	1.24	243.4
	6	25	218.5	4	14.4	7.1	0.853	240.924
	7	21	180.4	2	7.3	0.75	0.042	189.492
	8	23	191.4	5	17.52	8.7	1.63	219.304
	10	28	243.6	3	11.2	5.6	1.22	261.705
	11	28	243.6	3	12.1	8	1.089	264.884
	12	28	243.7	3	10.8	8.3	1.369	264.23
	13	28	243.6	4	14.88	8.3	1.78	268.56
	14	28	243.6	4	14.5	14.6	1.59	274.29
文政 1	19	174	4	13.8	6.1	2.33		196.23
	2	25	218.5	3	10.8	15.2	2.97	247.47
	3	16	139.2	3	10.76	5.97	2.81	158.74
	4	19	174	4	14.4	15.6	1.96	205.96
	5	17	148.4	3	11.1	7.9	2.66	169.56
	6	15	129.62	6	21	8.54	3.85	163.01
	7	15	139.2	3	10.5	8.5	1.65	159.85
	8	15	130.5	1	3.5	8.6	1.25	143.85
	9	15	130.5	1	3.46	7.82	1.441	143.221
	10	15	130.5	2	6.92	17.4	1.02	155.84

酒方仕入覚帳

当年は米つき二六〇  
・六日に、増つきの八  
三・二八日を加えた三  
二四・七日で、一九二  
石四斗七升一合の酒造  
米を精白したのである  
が、この玄米は二〇五  
石余であり、一日に六  
斗の玄米をついたこと  
になるから、相当の長  
時間労働であったと思  
われる。

米利用の内訳は第六  
表の通りであり、第三  
表の酒造米明細の白米  
の石数と若干異ってい

第7表 文化8年洗米状況

	始	終
新 酒 1番	8月16日	8月21日
2	8. 20	8. 26
3	9. 6	9. 11
4	9. 20	9. 26
5	10. 3	10. 8
半 か ら し	9. 21	10. 15
本元 2・3番	10. 13	10. 16
4・5	10. 17	10. 20
6・7	10. 20	10. 24
8・9	10. 23	10. 28
10・11	10. 26	11. 3
12・13	10. 28	11. 7
14・15	10. 30	11. 11
16・17	11. 3	11. 15
18・19	11. 5	11. 19
20・21	11. 7	11. 23
22・23	11. 8	11. 27

## 酒方仕入覚帳

る年もあり、文化一四年と文政七、八年は甚だしいが、どちらが正しいのか今のところ確める方法がないので、このまま利用することにする。この内で本元が一番多く八〇%内外を占め、最潮期は一八番ともなり、次に新酒が一〇石から二〇石造くられ、稍下つて半からしが一〇石内外であり、文化末年から増加の傾向を示し、売粋が一石内外造くられている。

文化八年の例について、酒の各種仕込みの時期を第七表にあらわした。この年の米二一九石余は新酒に五番と、半からし一番、本元二三番であり、新酒は八月一六日（新暦一〇月四日）から一〇月八日（一一月一三日）まで、本元は一〇月一三日（一一月二八日）から一月二七日（一月九日）までとなっている。

第八表は同年の本元と新酒の元、添、中分、大分（留）の米と粋の割合や作業月日を明らかにしたものであり、

本元は一、三番二つで一七石四斗であるから一番ではこの半分の八斗七升であり、新酒は一番三石五斗である。

## 2 薪

酒造生産に要する費用のうち、米代や労賃に次いで、多くを数えているものは燃料用薪代であり、第九表にその費用を掲げた。薪代の記載は前年度分の残薪と、当年購入のうちの使用分を加算したものであるが、年によつ

て記載方法を異にし、あるいは仕入帳と勘定帳の数字が異つたりして相当に吟味したのであるが、一、二事実と記載がかけ離れているものもあるかと思われる。(例えば文化一一年度の量からすると前年度を上廻ると思われるが、薪代は約 $\frac{1}{3}$ にしかならない)

第8表 文化8年酒仕込状況

	本元 2・3番		新酒 1番		石
	月	日	月	日	
元米	10月13日	0.4	8月17日	0.30	
元糀	16	1	8. 16	0.12	
添糀	11. 8	0.4	〃	0.16	
添糀	11. 10	0.4	〃	0.26	
中糀	11. 11	0.6	8. 18	0.40	
添米	11. 11	1	8. 17	0.36	
大分糀(留)	〃	1			
中糀	11. 2	0.6			
添糀	11. 13	1			
大分糀	〃	1			
中糀	11. 14	2	8. 20	0.70	
大分糀	11. 15	3	8. 21	1.20	
中糀	11. 16	2			
大分糀	11. 16	3			
計		17.4		3.50	

							計
本元	元米	0.4	添米	2	中米	4	留米 6 12.4
	麹	1	麹	0.8	麹	1.2	麹 2 5
新酒	元米	0.3	添米	0.4	中米	0.7	留米 1.2 2.6
	麹	0.12	麹	0.16	麹	0.26	麹 0.36 0.9

酒方仕入覚帳

塩田燃料は当家の所 有林から大部分もたら されたが、酒造分は全 部購入しており、文化 の中期までは錢二貫未 満であったが、その後 は二貫をこえ、文政に 入って醸造量の減少か ら一時二貫未満となる が、七年以降醸造量の 減少にかかわらず、薪 代が高騰して三貫をこ えている。
--

第9表 薪代

	薪代
享和 3年	貫 匁 1.502.51
文化 1	1.718.81
2	1.886.82
3	1.426.82
6	2.122.88
7	1.814.45
8	2.492.44
10	2.300.08
11	808.78
12	2.720.58
13	1.954.82
14	2.331.06
文政 1	2.749.24
2	1.155.88
3	1.435.60
4	2.395.85
6	2.340
7	3.448.59
8	3.464.57
9	3.752.86
10	2.664.81
11	2.120
12	3.900

酒方勘定帳  
酒方仕入覚帳  
薪買帳

表に示した。薪売人の  
総計は五五人にも及  
び、船木・池田・国領  
・東田・川口村等山沿  
えの村の者が多く、薪

買帳の記載は通座と付込分にわけてあり、前者が錢一貫七四匁九分で、後者が一貫四五匁一分、合せて二貫一二〇匁となつてゐる。錢高五〇匁以上を得てゐる者は一三人あり、最高は三〇匁であるが、多くの者は一〇匁内外である。

### 3 酒 造 器 具

小野家が酒造開始にあたり、買入れた器具の目録があり、その全文を掲採すると次の通りである。代銀の評価は宝曆六年をもつてしており、合計二貫一〇〇匁である。酒造量が当初の明和年間よりも後年は低いのであるから、化政期においても大体この程度の道具であったと思つてよいであらう。

五尺桶 四本(代銀四一五匁)	細高桶 三本(一一〇匁)
三尺七寸桶 一本(九〇匁)	三尺桶 一〇本(一八〇匁)
酒船老艘 外ニ次輪二ヶ、ふた二ヶ、小道具添(一五〇匁)	

第10表 文政11年薪買入状況

	目方	錢高	錢高計		目方	錢高
池田 梅 吉	△ 948 46	貲 210.66 10.22	220.88	仁三郎 重太郎 今宇吉 金子伊 房滿	△ 55 50 59 58 52	貲 13.55 13.30 13 12.88 11.55
中目 満 蔵	△ 740.5	164.55		作 吉 吉 太郎	52 52	11.54 10.40
亦 藏	△ 700	158.56		吉 吉 吉	47	10.33
国領 弥 兵 衛	△ 506 105	112.46 23.28	135.74	金子伊 房	62	10.33
東田 代 蔵	△ 121 486	27 98.68	125.68	滿 龜 久 伝 岩 弁	50 50 45 44 44	10 10 9.77 9.77 9.77
川口 小 三 郎	△ 339	112.46		太郎 藏 吉 吉 吉 次郎	44 43 43 39 39	9.55 8.67 8.44 8.67 8.44
鹿 蔵	△ 399 85	88.86 18.89	107.75	次 吉 代 鉄 良 千	43 31.5 31.5 35 35	9.55 6.99 6.99 7.76 7.45
船木 豊 蔵	△ 323 40	71.80 8.89	80.69	郎 藏 作 吉 吉 次郎	28 24 24 19 19	6.20 5.34 5.34 4.20 4.20
東田 久 五 郎	327	78.15		通座	1.074.90	
池田 雄 之 丈	△ 291	64.60		仕込分	1.045.10	
郷 栄 竹 蔵	296	60.60				
郷 代 蔵	256	56.86				
池田 源 草 蔵	△ 261 217	51.64 47.97				
郷 淩 幸 作	203	43.94				
金子 安 蔵	198	43.19				
八百蔵	176	38.99				
亀右衛門	144.5	32.25				
初 作	209	32.15				
平 蔵	129	28.72				
由 今	118	26.22				
虎 勝	112	24.97				
喜 作	96	21.33				
重 蔵	95	20.97				
金 太 郎	93.5	18.70				
	69	15.25				
	50	15				
	67.5	14.89				
				△ 計		2.120.00

文政十一年薪買帳集計

酒袋	一一一（五六匁）	男柱	壺本（一五匁）
押木	壺本（一〇匁）	船口瓶	壺本（六〇匁）
元瓶	五本（一八〇匁）	千石通シ	壺組（一〇匁）
半切桶	二五枚（一五〇匁）	むろふた	一七〇枚余（六四匁五分）
鍋樽	壺本（八匁）	溜メ桶	六ツ（一二匁）
米かき桶	三ツ（三匁）	酒溜メ樽	壺ツ（一匁）
船口揚たらひ大小二ツ	（四匁）	木上戸	三ツ（三匁）
口桶	四ツ（四匁）	水請筒	壺ツ（五分）
こしき桶	大小二本小道具添（八〇匁）	大羽釜	壺ツ（一三〇匁）
酒売場道具壺組	銅戸壺、かめ壺ツ、樹類一通、杓一ツ（四〇匁）		
かひ	七本（一匁）	宝船	一艘（一〇匁）
洗湯はし	壺ツ（一〇匁）	米洗半切	壺ツ（四匁）
いかき	三ツ（一匁）	こがはし	壺挺（二匁）
杓	四本（一二匁）	唐臼	四挺（一六〇匁）石しや立、竿木共
荷ひ桶	壺荷（一匁）		
代銀	合武貫百匁		

この器具のうち、毎年新調や修繕に第一表のよう費用を要している。

桶・樽は大工と樽屋の労賃の他に、材料費を合せて集計しており、年間八〇日前後から一〇〇日間をやとい、

第11表 器具代の内訳

	大工・樽屋 賃	木・竹	計	酒袋	さら	其他 器 具	合計
地主酒造マニユフアクチャア	享和 3 260 ( 80)	150	410	々 4.12	々 57.59	々 471.71	
	文化 1 130 ( 40)	100	230		1.15	231.15	
	2 170 ( 75)	100	270	72	44.68	386.68	
	3 170 (〃)	100	270	80	7.91	21.05	378.96
	4 170 (〃)	100	270	?	?	?	270 + X
	5 170 (〃)	100	270	?	?	?	270 + X
	6 170 (〃)	100	270	80			350
	7 170 (〃)	100	270	120.26	6.25	7.70	404.21
	8 225 (〃)	100	325	167.09	6.08	6.80	504.97
	9 225 (〃)	100	325	?	?	?	325 + X
	10 225 (〃)	100	325	418.77		11.40	755.17
	11 225 (〃)	100	325	202	5.94	88.16	621.10
	12 225 (〃)	100	325	233.27	5.94	134	698.21
	13 225 (〃)	100	325	140.10	16.05	133.30	614.45
	14 225 (〃)	100	325	9.31		157.80	492.11
文政 1	225 (〃)	100	325	20.60		59.03	404.63
	2 348 (116)	100	448	18.79	13.90	71.40	552.09
	3 267.3 ( 81)	100	367.3	142.22		43.50	553.02
	4 400 (100)	130	530	19.55		19.79	569.34
	6 500 (〃)	169	669	156.97		4.38	830.35
	7 560 (〃)	232.9	729.9	347.51		33.80	1,174.21
	8 728 (130)	300	1,028	183.57		46.40	1,257.97
	9 600 (100)	300	900	372.40		30.50	1,302.90
	10 800 (〃)	316	1,116	156		439	1,711
	11 640 ( 80)	200	840	150		0	990
	12 640 (〃)	150	790	16		32.50	835.50

酒方勘定帳・酒方仕入覚帳。

は文化年間を  
通じ三〇〇々  
と労賃の合計  
従つて材料費  
増して  
年間に比し倍  
の頃より文化  
人の労賃もこ  
なつおり、職  
が、文政八年  
以降三倍にて  
〇〇々である  
の木や竹は文  
ており、材料  
半々位となつ  
両者の日数は

内外であったが、文政後半期は二、三倍となり一貫をこえている年も見られる。

酒袋は先の目録には一二枚であったが、文化年間になると増加し、六〇〇枚以上となつており、「酒方当座帳」によつて文化六年の分を見ると次の通りであり、六七六枚となつてゐる。

巳 1月改(文化六年)

一、酒袋  
六百拾七枚

外五拾六枚  
午四月新袋増

メ六百七拾弐枚

外五拾四枚  
未四月八日新袋増

メ七百武拾六枚

内 五拾枚  
上リ助リ

残而 六百七拾六枚 有袋

第一表の酒袋の費用の内訳は、新調の他にさし貯、寝なおし、布代が計上されており、毎年一〇〇匁内外となつてゐる。

「さゝい」といふのは酒造器具の洗滌器具であり、其の他の器具は二、三升樽、酒船入用、引合なべ、「しあくれ、男柱等諸道具の集計である。

4 諸 材 料

第12表 諸材料代の内訳

	I				II				合計
	もやし ・麴	灰	渋柿	計	わら	なわ	むしろ	計	
地主酒造マニユフアクチニア	享和3	匁 6.49	匁 42.01	匁 33.75	匁 82.25	匁 2.35	匁 13.8	匁 16.15	匁 98.40
	文化1	7.11	128.80	0	135.91		17.51	17.51	153.42
	2	7.56	66.36	56.04	129.91	5.75	8.65	14.40	144.31
	3	8.86	48.10	30	86.96	1.84	0	1.84	88.80
	6	2	48.41	26.25	76.66	5.45	3	26.25	111.36
	7	5.18	80.37	38.14	123.69	9.06	15.84	8	156.59
	8	2	71.32	23.33	96.65	3.56	1.04	4.60	101.25
	10	0	58.97	25	83.97	1.75	8.80	43.63	138.15
	11	4.9	70.42		75.32	3.90	26		105.22
	12	4.94	77.69	30	112.63	0	0.39	49	162.02
	13	8.92	86.64	36.65	132.21	6			138.21
	14		66.64	73.10	139.74	5		46.1	190.84
	文政1	9.53	79.32	35	123.85	7.75		0	131.60
	2	4.42	90	33.5	127.92	6.39			134.31
	3		78	37.5	115.50			56.85	172.35
	4		96	33.8	129.80	1			130.80
	5		20	36.6	56.60	5.4	11.20	35.38	108.58
	6		15	30	45	6.73		50	101.73
	7		75	53.6	128.60	2.4		22	153
	8		100	73.31	173.31	8	1.8	51	234.11
	9	8.40	84	211	303.40	210.39		17.5	227.89
	10		0	84.28	84.28	26	3.3		29.30
	11		81.60	86.66	168.26		3		3.00
	12		10.50	28.76	39.26		0.6		0.60
									39.86

諸材料は直接に生産過程で消費されるものと、然らざるものとに分けた。もやは麴をつくる材料であり、その他に買麴が若干あるが、両者を合せても多い。錢高ではない。灰は錢六、七〇匁を要し、相当の額面になつてゐるが、これは酒直しに欠くべからざるものであつたよう

である。先に紹介した『酒造秘伝記』の「酒直し様之事」の項目に次のような記載がある。

一、むろみにて疼すひみ杯出申時者、其むろみかまニ入手取か也るつよくぬくめ、灰を武度ニ遣ひ、釜の内ニてすいみをさり、むろみくミ出しまし、船ニ懸ケ申時ハ隨分酒(精)まよふニ相成申い

一、すミ酒あま過跡口からみ無数時は、随分宣灰か減いたしけへ、からみ出テ申もの也、少しのすひみ位ハ生直しニ而直し申もの也、尤大疼と相見申時ハ灰金の内ニ而遣ひ直し申い、万一灰香杯出申ひて酒のミロ悪敷時ハ、夏冬ともかすべりニ而匂ひをさり申い

一、八、九月の火入酒よわり申い時ハ、火さめの砌に灰遣ひ申ひてよく直り申い、尤釜の内ニ而灰遣ひ申い時ハ、酒の直り方ハ宜い得共、灰香出申ひゆへ大さめニ灰遣ひ、匂ひなき様ニ直シ申い、火数入り酒直し申時ハ考割位の煮延直し渡し、左ひ時ハ酒きやニ相成すミ方猶々宜い

むろみいたみ、すひみの出る時、かまに入れて強くぬくめ、灰を一度につかい、釜の中ですいみを抜くといひ、すみ酒のあま過ぎがらみなき時も、宣しき灰をつかい、大いたみの時も、釜の中に灰を入れ、万一灰のにはひ出るならば、かすべりにて匂ひを去り、八、九月の火入酒よわりたる時は、火ざめの時に灰をつかえばよく直ると称している。

灰は一斗が錢一五匁程度であり、文政元年に錢一八匁となり、四年に二〇匁、以後変りはなく年間三、四斗を消費し、購入先是三嶋善左衛門、阿波灰屋吉兵衛、長州庄右衛門等があげられており、阿波には専門の灰屋があつたようであり、次の「覚」は文政一二年の「酒方仕入覚帳」に挿入されていた灰屋吉兵衛のものであり、灰一

斗が銀一〇匁で購入されている。

亥五月	一、銀	貳拾目	灰武斗
子二月	一、同	三拾目	同三斗
ク九月	一、同	貳拾目	同武斗
丑十月	一、同	三拾四匁	同三斗四升
寅閏三月	一、同	貳拾目	同武斗
メ九拾四匁			

阿州 灰屋 吉 兵 衛

与  
田野上

御酒店様

波柿は酒袋の塗用にし、柿一石が文化年間錢一二、三匁、文政五年一八匁、同一〇年には二八匁で購入され、年間二、三石を使用し、購入先は周辺農村である。

### 5 労 働 力

労働力は第一三表の通り杜司、日傭、手伝人、米蹠、薪割の五種に区分され、各々については後に項を分けて詳に説明する。これらの労働力の合計日数は文化九年頃まで一五〇〇日から一〇〇〇日未満であるが、酒造量の

増大した文化末年の数年は一〇〇〇日をこえ、文政に入つて遞減している。しかしながら労賃は文政年間になると労働量の減少にかかわらず、かえつて増大を示し、労賃騰貴の現象を物語つている。

手伝人	日数	米踏	薪割		たばこ	計	
			賃銭	日数		賃銭	日数
匁	日	匁	日	匁	日	匁	日
351	270	441.29	120	60	7.62	2,709.38	1,641.9
351	270	298.46	45	22.5	3.90	2,265.40	1,408.9
351	270	426.26	80	40	0	2,669.21	1,645.5
351	270	422.06	80	40	0	2,553.11	1,578.2
351	270	479.50	80	40		2,707.96	1,628.
351	270	559.49	80	40		3,038.24	1,813.9
351	270	549.90	80	40	36.13	3,397.96	2,049.21
351	270	422.26	80	40	25.95	2,987.38	1,765.38
170	252	497.57	80	40	16.29	2,929.05	1,836.02
358.15	275.5	521.23	80	40		3,234.76	1,941.03
380.25	292.5	589.77	80	40	25.46	3,471.33	2,016.4
373.75	287.5	619.01	80	40	29.58	3,573.01	2,067.54
345.80	266	624.04	80	40	18.06	3,649.33	2,101.4
371	265	674.93	80	40	21.70	3,753.16	2,112.64
359.10	256.5	687.80	80	40	17.20	3,725.13	2,150.95
317.1	226.5	556.29	39	19.5	17.46	3,189.16	1,790.65
371	264	703.25	80	40	16.80	3,618.65	2,056.95
371	264	410.06	80	40	34.85	2,992.78	1,616.3
396	264	607.50	80	40	51.80	3,982.35	2,004.4
660	264	583	101	25	31.20	4,507.75	1,602.
506.4	240	500.86	145	30	53.10	4,859.86	1,499.8
540	270	363.65	105	30	30.47	4,402.68	1,325.2
203.7	210	407.40	117	30	61.40	4,823.89	1,393.3
218.82	210	912.20	117	30	0	5,511.32	1,265.4
0	0	564.75	0	0	0	4,491.60	927.8
0	0	446.90	0	0	0	4,683.80	973

年は480日、米踏の日数は第4表参照、文政7年以降の米踏は精米業者によるものであり労働

(1) 杜 司

杜司は酒造労働を統轄する頭であつて、享和三年から文

化五年までは村内の和平次なる者が、文

化六年から文政一二年迄は沢津村の文蔵

が従事している。杜司は年中傭われて、

ほとんどの年が三五〇日を超過してお

り、文政九年の例をとるならば一月の三日と四月二三日、七

第13表 酒造労働

	杜 司				日 働			
	賃 錢	賄 代	粗 物	計	賃 錢	茶 飯	計	日 数
享和 3	364	364	55	783	785.72	220.75	1,006.47	604.4
文化 1	306	306	55	667	755.04	145	920.04	580.8
2	396	396	55	847	794.95	170	964.95	611.6
3	355	355	55	765	765.05	170	935.05	588.5
4	355	355	55	765	802.46	230	1,032.46	594.2
5	355	355	55	765	932.75	350	1,282.75	717.5
6	350	355	55	760	1,249.56	407.5	1,657.06	619.2
7	350	355	55	760	1,013.35	334.82	1,348.17	779.5
8	350	355	55	760	1,048.19	357	1,405.19	806.3
9	350	355	55	760	1,130.48	384.9	1,515.38	869.6
10	380	355	55	790	1,205.60	400.25	1,605.85	875.2
11	380	355	55	790	1,252.17	423.5	1,680.67	908.8
12	380	355	55	790	1,369.43	422	1,791.43	968.2
13	380	355	55	790	1,402.53	413	1,815.53	971.5
14	380	355	55	790	1,386.78	404.25	1,791.03	971.5
文政 1	380	355	55	790	1,120.92	348.39	1,469.31	792.3
2	380	355	55	790	1,269.62	387.98	1,657.60	897.8
3	450	355	55	860	916.77	320.10	1,236.87	662.4
4	450	355	71	876	1,497.04	474	1,971.04	940.4
6	500	460	92.3	1052.3	1,479.50	600.75	2,080.25	667.5
7	500	540	100	1140	1,766.50	748	2,514.50	749.8
8	500	540	100	1140	1,558.36	665.2	2,223.56	665.2
9	500	720	100	1320	1,921.29	793.1	2,714.39	793.3
10	950	720	—	1670	1,928.10	665.2	2,593.30	665.4
11	950	720	—	1670	1,689.05	567.8	2,256.85	567.8
12	1,250	960	—	2210	1,533.90	493	2,026.90	493

杜司日数は文政4年まで賄代と同数（1日1匁につき）文政6年は354日、同7年から11年まで360日、12日数の総計には入っていないが、労賃の総計には含まれている。

酒方動定帳・酒方仕入覚帳

月一六日、八月一六日、の四日間だけ帰家し、一日の病休を加えた五日間以外は稼働している。  
労賃は年間錢三五

○匁前後で一日一匁の割であったが、文化一〇年三八〇匁、文政三年四五〇匁とつづけ同一〇年九五〇匁、一二年には一貫二五〇匁となつてなり、その後上昇をいる。また労賃の他に粗物が錢五五匁程度のものが供給され

ているが、これも文政七年には一〇〇匁となつてゐる。

第一四表は文化三年の杜司の労賃の支払状況をあらわしたものであり、本人の労賃錢三五〇匁と

第14表 文化3年杜司労賃支払状況

月 日	残 高	備 考
9月15日	20匁	
10. 7	8	
10. 13	10	
11. 6	12	
11. 21	156.26	{年貢米1石66 買入立用
12. 25	37.6	米1俵
12. 26	60	
12. 29	2.4	酒2升
1. 8	16	
1. 23	0.85	
1. 26	38.40	かす代取かへ 米1俵
2. 4	8	
2. 25	4	
2. 20	40	米1俵
2.	13	
3. 10	6	
3. 19	50	
3. 28	20	
4. 13	30	
5. 1	10	
7. 3	50	
7. 14	11	
7. 14	0.83	柴代取かへ
計	604.34	

文化三年酒方仕入覚帳

五一六匁八分に対するものである。支払は月一、三回に分けられ、錢七七、五四匁程労賃をオーバし、しかも年貢米の立かへや、現物として米が三俵、柴が若干かへ払されている。

## (2) 酒造日傭

4	計
3	
2	
◎	16
◎	4
◎	8
◎	14
◎	8
◎	1
○	15
○	3
○	10
○	3
○	2
○	1
○	1
○	8
○	6
○	3
○	4
○	5
○	1
7	118
67.2	

酒造日傭は文化初年六〇〇日内外であったが、その末年には九〇〇日をこえ、三〇〇人程増大しているが、文政年間には六、七〇〇日に減少している。酒造日傭は農業日傭などと異った性格をもち、かなり技術を要する作業に従事するので、その習得に時間を使い、誰でもすぐ出来るもの

第15表 酒造日傭人継続状況

	享和3年	文化1	2	3	5	6	7	8	10	11	12	13	14	文政1	2
常千	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●
幸喜	◎	○	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○
辰勘	五郎	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○
佐佐	次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常佐	七五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○
佐庄	三郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定与	平吉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●
勇	作	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栄	助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
喜	助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊	蔵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市	蔵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩	蔵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伴	蔵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
次	次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計		9	9	7	6	7	7	8	7	8	6	7	8	7	7
90日以上 者の % % % %	74.0	74.8	71.3	72.8	85.1	85.3	85.3		81.3	90.4	99.2	98.1	98.4	79.8	89.9

●150日以上 ○100日以上 ◎50日以上 ○50日以下 酒方仕入覚帳

ではないので、固定的で永続化される傾向を有し、しかもほとんどが村内から供給されている。

## 第一五表は享和三年

から文政三年まで、その中間に二年分を欠き、一六年間の雇傭状況をあらわしたものである。この間雇傭された者二人であり、そのうち一〇年以上の者四人、五年から九年までが五人で、その半数が五年以上となつており、他に三、四年が六

人、三年末満六人となつてゐる。一年あたりでは七、八人が雇傭されており、酒造量の増大した文化一〇年後の数年間でも、その人数は増大せずむしろ一人当の労働日数が増大しており、総労働が年間九〇日以上の稼働者によつてなされていることを第一五表は示してゐる。

第一六表は雇傭の季節性をあらわすために作製したものであり、杜司と手伝人の分をも併記した。この文政九年の分は「万仕業覚帳」の酒蔵の部を集計したのであるが、第一三表の労働力集計数と異った数字を示している。それは第一六表の原簿が文政九年の一月から一二月迄を明示しているのに対し、第一三表の原簿たる「酒方勘定帳」が文政九年の八月から翌一〇年七月迄を対象としているところから生じたのである。第一三表と数字を合わせるために文政九年八月から翌年へかけて集計すべきであったが、一〇年の「万仕業覚帳」が見当らないので、このような集計となつたのである。

嘉 蔵	計	合 計	備 考	
	42	70		
	59	89		
	56	86		
	57	85		
	36	63		
	12	32		
	31	46	4月12.3日一番火入	
	8	22	5月12.3日二番火入	
	15	37	6月9.10日三番火入	
	0	16	6月16夏洗	
	19	41	7月7.8日四番火入	
	32	58	8月8.9日五番火入	
	29	45	9月8日六番火入	
	11	22	10月7日七番火入10月8日新酒始・9日元取始	
	20	35	10月24日新酒上ル	
	2	15		
	13	31		
	0	19		
	14	40		
	30	58		
	31	61		
	43	73		
	70	100	12月9日大こしき始	
3	81	104		
3	711	1,248		

年中で労働の集中するのが一〇月下旬から翌年の三月上旬までであり、特に一一月にピーク

第16表 文政9年月別酒造稼業日数

	杜司 文蔵	手伝人 寅蔵	日										傭		
			勘 藏	新之丞	岩 蔵	役 蔵	忠太郎	豊 蔵	安太蔵	喜 助	善 助	久 作	勇 吉	宇 市	
1月	{上 14	14	8	7	4	4	4	8	4	3					
	{下 15	15	11	10	5	4	4	9	11	5					
2月	{上 15	15	6	9	5	11	5	12	1	7		2			
	{下 14	14	13	6	9	5	11	10			11				
3月	{上 15	12	14							1	3		3		
	{下 15	5	3	2						1	4		11	2	
4月	{上 15	5	1	2				1	2	3	4		7		
	{下 14	1													
5月	{上 15	7	2	1				1	2	3	3				
	{下 14	2													
6月	{上 14	8	2	2	1	3	1	4	3	3					
	{下 15	11	6	6	8	1	2	3	4	4					
7月	{上 15	1	2	2	3				1	4	3				
	{下 11		2	1					1	4	3				
8月	{上 15	4	2	2				2	2	3	3				
	{下 13		2												
9月	{上 15	3	5	1	1	1	1				3		1		
	{下 14	5													
10月	{上 15	11	1	1				1			8				
	{下 14	14						8		12	10				
11月	{上 15	15		1					2		15	15			
	{下 15	15	11						2		15	15	5		
12月	{上 15	15	15	10				3	2	15	15				
	{下 14	9	13	14				9	5	14	12			1	5
計		346	191	91	98	34	82	35	136	123	66	2	21	10	10

文政九年 万仕業覚帳の酒蔵の部

があらわれてい  
る。一〇月八日  
には新酒の仕込  
みがなされ、一  
しきが始まつて  
いる。四月から  
二月初旬に大こ  
期といえども雇  
傭のあるのは、  
夏越酒の火入が  
なされるからで  
ある。その行わ  
られる月の上旬  
が下旬の労働量  
に対し、著しい  
増大の見られる

のはそのためである。この非生産期に酒造日傭は他業に従事していくても、月一、二日の火入のために召集されるのである。「酒方当座帳」によるこの年の一番火入の状況は次の通りである。

## 壱 番 火 入

四月十二日 拾七釜半

文蔵・久作・庄助・豊蔵・勇吉・岩蔵・忠太郎

十三日 拾三釜半

文蔵・久作・喜助・豊蔵・勇吉・新之丞・岩蔵・安太郎

三拾武釜半

古酒 壱石三斗

日傭の労賃は、文化一一年までは一日一匁三分であったが、同一二年には部分的に、一三年は全面的に一匁四分となり、文政四年からは一匁五分であるが、文政一二年には三匁一分となっている。また文化一〇年から文政三年までは、大こしき労働に対し一匁五分が支払われている。

日傭には、労賃の他に茶飯が支給されており、文政五年に小野家の諸行事の食膳慣行を記載した「万覚帳」によれば、当時酒蔵において茶飯を「土用あらい二度、火入三度、冬こしき一度ツゝ」の記載がされており、文政八年の「勘定帳」は一三三〇・四人分、一人前錢五分で六六五匁二分が計上されている。

日傭層はほとんどが無高であり、文化八年の「高寄帳」によると、八人のうち勘次郎が一斗四升二合、常五郎

が九斗八升九合を有するだけであり、小野家の小作地を借りうけた者は、同年の「宛米取立帳」によると三人であり、佐吉が一反八畝二七歩、庄吉が一反七畝四歩、常五郎が五反一六歩である。したがつて農業への依存度の高いのは一戸だけで、あとは自給程度のものであり、酒造労働は他の営業に比し、專業的性格を有している。労賃支払状況の一例を左に示したが、これは文化八年から九年にかけて一七四日を稼働し錢三二六・九八匁を得た幸蔵の分であり、前賃を始めに錢二〇匁をしている。

賃銀支払日が不定期で、九月に一ヵ月分、一二月一日に三ヵ月分、一二月末日に一ヵ月、二月に一ヵ月、五月に二ヵ月分、七月に四ヵ月分を支払っている。

労 勤 期 日	総 数	錢 高	支 払 日
八月一二日→九月一五日	三三人	四二・九〇匁	九月一五日
九月一六日→一二月二日	三九・六	五一・四八	一一月一日二五匁かし 一二月二日二六・四八匁払
一二月三日→一二月二九日	二七	三五・一〇	一二月三〇日三六・四匁払
一月四日→二月一六日	二九	三七・七〇	二月一六日支払
二月一七日→三月一三日	二三	二九・九〇	五月一日
四月三日→七月一二日	二三	二八・六〇	七月一二日
一七四・六	一三六・九八		

## (3) 手伝人

手伝人というのは農業の年期奉公人のうちの一人の者を、毎年杜司の助手をつとめるために出しておる、従つて稼働日数も多く年間二七〇日前後であるが、造酒高の減少した文政一一、一二年には廃止している。労賃は日傭

と全く同じであるが、茶飯が計上されていない

## (4) 薪割割

薪割労働日数は年間

四〇日であり、文政の

中期以降は三〇日となつており、労賃は酒造

日傭よりも高く、文政四年までは一貫して錢

第17表 その他の費用

	油	酒 茶めし	買 賣	雜費	計
享和 3年	匁 28.55	匁 70	匁 32.86	匁 131.41	
文化 1	21.84	30	8	59.84	
2	40.88	30	7.15	78.03	
3	47.86	40	11.52	108.98	
6	27.50	40	13.5	81	
7	16.50	40	58.09	114.59	
8	33	40	3.4	76.4	
10	29.37	40	15.04	84.41	
11	36.96	65	4.00	108.56	
12	36.35	65	20.59	121.94	
13	35.25	65	8.65	108.90	
14	41.25	65	49.79	156.04	
文政 1	20	45	15	80	
2	45.25	42	44	131.25	
3	23.75	28	35.4	87.15	
4	51.15	42	23.8	116.95	
5	34.20	?	30.62	120.40	
6	19.50	55.5	45.4	113.80	
7	20	83.3	10.5	98.30	
8	12	83.3	3.0	128.20	
9	24	100	4.2	153.85	
10	28	100	25.85	128	
11	14	100	14	118.30	
12	15	100	3.30		

酒方勘定帳・酒方仕入覚帳

一日二匁であり、同六年以降は四匁前後である。  
酒造の労働力には、この他に米踏労働があるが、この労働についてはすでに本節の酒造米の處で記述したので略しておく。

## 6 其の他

その他の費用の内訳は第一七表の通りであり、夜間作業に使用したと思われる油代が計上されており、多い年には七斗をこえ、錢高は初めは

二、三〇匁であったが、文政年間には四、五〇匁に達している。

また「酒買茶めし」と称し、

すでに前章において酒買人をもてなす方法としてあげられており、それが寛政一二年や文化五年においては、その費用の増大を強調した記録を紹介したが、文化年間は錢四〇匁、同一年から一四年まで六五匁、文政七年以降は八三匁から一〇〇匁を

文化八年 酒方売留帳

計上している。

新規的に消費している費用は

この表で雑費に入れたが、掛取

第18表 文化8年 大口販売状況

販 売 先	錢 高	販 売 先	錢 高
白 浜 杉 屋 藤 十 郎	貫 叴 3,213.27	表 政 東 市 屋 右 衛 門	屋 門 644.50
黒 嶋 文 五 番 伊 左 衛 門	1,644.48	北 野 右 衛 門	352.75
多 喜 浜 四 番 利 助	906.89	国 喜 大 田 野 上 野	182.69
ク リ 作 兵 吾 藏	203.53	喜 藤 三 兵 郎	323.96
ク リ 内 省 繁 半 郎	149.82	寺 佐 五 兵 郎	130.60
ク リ 西 正 藏	613.03	屋 次 良 郎	182.46
ク リ 繁 半 西 為 軒	248.75	下 天 満 土 佐 五 兵 郎	101.37
ク リ 蔵 房 樽 五 正	56	居 多 東 紺 佐 川 志	507.06
ク リ 蔵 房 樽 五 正	19.90	条 紺 町 智 作	90.91
新 須 賀 軒	214.22	屋 戸 川 志 智 作	46.20
ク リ 蔵 房 樽 五 正	200	藏 房 戸 川 志 智 作	451.38
中 村 松 定	132.11	藏 房 戸 川 志 智 作	210.27
ク リ 松 幸 勝 庄	172.58	直 藏 戸 川 志 智 作	67.97
船 木 右 衛 門	34.50	淵 之 内 米 田 屋	434.96
郷 保 田 西 酒	206.04	ク リ 米 田 屋 辻 右 衛 門	129.66
久 保 田 西 酒	160.46	長 谷 川 出 来 屋 浅 藏	1,073.11
東 田 油 屋 繁 藏	23.25	計	14,936.69
垣 生 大 庄 屋 武 左 衛 門	1,192.49		
上 泉 川 酒 屋 庄 右 衛 門	391.87	沢 津 船 木 組	11,004.09(73.7)%
楠 崎 又 助	137.09	土 居 組	2,638.36(17.7)
泉 川 定 之 丞	55.81	西 方	1,294.24( 8.6)
	30.75		

費用や粕の浜下げ等の販売に要する費用であり、他に茶・ほうき等が計上されている。

### 7 販 売 過 程

流通過程の詳細は、すでに第一章において追及した通りであるが、文化五年以降の動については今のところ

判明しないので、小野家の經營簿の整理を通じて、一

応の見透しを立てることに立てるに至る。しよ。

第一八表は

文化八年にお

ける「酒方売留帳」によつ

て得たものであり、大口販売の状況を知らせて呉れる。当年の酒の銭納り高は第一九表にもあるように、銭二八

貫二〇匁八分一厘であるから、大口の分は全販売高の約半分であり、との半分は店売であると思われ、その

売出の地域は地元の沢津・船木両組に七三・七%を出し、しかも他の組に比し一軒当の高も多く、土居組に一七

第19表 酒 造 収 入

	銭納り方	古酒(越物)	計
享和 3年	貫匁 27,640.76	貫匁 石 1,500 (10 )	貫匁 29,140.76
文化 1	18,978.47	350 ( 2.5 )	19,328.47
2	22,004.81	0.975 ( 6.5 )	23,069.81
3	23,440.58	3,200 ( 20 )	26,640.58
4	32,030.99	0.825 ( 5 )	32,855.99
5	34,548.69	2,880 ( 16 )	37,428.69
6	29,186.63	2,800 ( 20 )	31,986.63
7	25,662.64	0.750 ( 5 )	26,412.64
8	28,210.81	2,100 ( 14 )	30,310.81
9	29,978.65	2,330 ( 15 )	32,308.65
10	39,643.56	2,700 ( 15 )	42,343.56
11	40,355.01	3,060 ( 17 )	43,415.01
12	40,020.78	2,720 ( 17 )	42,740.78
13	47,798.92	0.900 ( 5 )	48,698.92
14	41,267.98	3,042 ( 23.4 )	44,309.98
文政 1	31,343.48	1,680 ( 8.4 )	33,028.48
2	29,844.77	1,950 ( 13 )	31,794.77
3	25,486.22	3,520 ( 16.6 )	29,006.22
4	41,256.80	3,652 ( 16.6 )	44,908.80
6	35,067.00	3,135 ( 9.5 )	38,202.00
7	41,271.16	2,695 ( 7.7 )	43,966.16
8	43,002.14	4,000 ( 10 )	47,002.14
9	41,025.59	4,810 ( 13 )	45,835.59
10	45,437.15	6,860 ( 19.6 )	52,297.15
11	35,367.72	350 ( 1 )	35,717.72
12	24,051.01		24,051.01
( 平 均 )			37,674.64

酒方勘定帳

・七%，西方へ八・六%であり、第一章において土居組へ上方酒を入酒することに、反対していた理由がうなづかれるのである。

第一九表によつて享和三年から文政一二年までの酒の販売錢高の推移を知ることが出来る。この表は錢納り高と、七月末日決算期の古酒（夏越酒）の越物を評価して合計し、平均年間錢三七貫余をあげている。

### 第三節 経営収益の吟味

享和三年以前における小野家の経営を物語唯一のものとして、「酒一巻留帳」に第二〇表のような記載がなされている。これによつて明和二年から享和元年までの酒造高と収益の推移を知りうるが、天明三年から八年までの六年間が欠陥しており、収益の方は安永七年まで記載者以外わからない記号があるので、これもわからない。

右のことを考慮に入れて考察すると、明和二年から享和元年までの、三十一年間の酒造高の平均は三二一八石五斗余であり、安永八年以降享和元年まで一七年間の年収益の平均は錢五貫五六〇匁九分八厘となつてゐる。

酒造高は漸減傾向を示し、収益の方は年々著しい多寡を示し酒造高とは無関係であり、他の複雑な要素によつて強く決定されるようである。

享和三年から文政一二年迄の推移は第二一表によつて知りうる。酒造高を米の消費高から推定して、文化の初期が二〇〇石から二五〇石迄、末期が少し増加し二六〇石をこえ文政に入つて百石台に減少し、平均して明和から享和元年までの平均より一〇〇石内外の減少があると思われる。この期間の酒売上高の平均は、年間錢三七貫六七四匁六分四厘に対し、諸費用は錢三二貫三一匁五分七厘であり、収益錢五貫六四三匁、七厘となつてゐる。

第20表 明和→享和酒造収益

	酒造高	収 益		酒造高	収 益
明和 2年	石 360	記号記入	天明 1年	石 392.86	貫 夂 5,888.81
3	434	〃	2	429.292	8,671.94
4	253	〃	寛政 1	256.54	9,044.92
5	289.39	〃	2	283.07	6,584.11
6	251.13	〃	3	256.84	6,604.90
7	314.153	〃	4	286.31	3,139
8	275.1	〃	5	283.52	10,159.05
安永 1	337.387	〃	6	300.61	1,438.94
2	367.703	〃	7	297.59	3,754.24
3	405.805	〃	8	304.314	4,294.20
4	435.82	〃	9	329.62	4,995.47
5	390.49	〃	10	254.695	5,278.93
6	431.63	〃	11	293.061	5,209.18
7	377.39	貫 夂	12	296.173	5,009.68
8	400.973	5,047.92	享和 1	207.815	2,567.90
9	392.907	6,850.51			
			平 均	328.522	5,560.98

## 酒一卷留帳

この期間は第一〇表の期間よりも、もつと年収益の変動が著しく、しかも著しく収益の低い年や、損分を出す年があらわれているのが特徴である。かかる収益の変動や低率傾向は、生産資金を莫大に要する経営者に不安を与えて、魅力を消失させていくのであり、小業を決意せしめるに至ったところの、事情をいたと見做しうる。

野家は文政一三年ついに半世紀以上も続いた酒造を廃業している。以下の記述は、その廃業を決意せしめるに至ったところの、事情を経営的分析を通じて解説したい。

次に紹介する「酒百石之積」は年代は不明であるが、米価の見積りや酒の価格から推定して、文化六年と思われる年の酒一〇〇石の收支計算である。

第21表 収支差引

	酒売上高	諸費用	収益
享和 3	貢 匄 29.140.76	貢 匄 23.289.95	貢 匄 5.850.81
文化 1	19.328.47	18.992.47	0.336.00
2	23.069.81	22.852.20	0.217.61
3	26.640.58	22.848.12	3.792.46
4	32.855.99		
5	37.428.69		
6	31.986.63	29.064.66	2.921.97
7	26.412.64	22.254.47	4.158.17
8	30.310.81	24.954.08	5.356.73
9	32.308.65		
10	42.343.56	33.054.63	9.288.93
11	43.415.01	34.830.50	8.584.51
12	42.740.78	34.691.94	8.048.84
13	48.698.92	40.878.13	7.820.79
14	44.309.98	35.987.70	8.322.28
文政 1	33.028.48	26.847.18	6.181.30
2	31.794.77	29.657.18	2.137.59
3	29.006.22	22.380.69	6.625.53
4	44.908.80	34.548.73	10.360.07
6	38.200.00	31.886.63	6.315.37
7	43.966.16	40.336.96	3.629.20
8	47.002.14	40.544.56	6.457.58
9	45.835.59	35.462.33	10.373.26
10	52.297.15	38.829.74	13.467.41
11	35.717.72	35.188.64	0.529.08
12	24.051.01	25.036.01	0.985.00
平 均	37.674.64	32.031.57	5.643.07

酒方勘定帳

地主酒造マニニファクチニア

一、同武百目

油代・もやし代・すまし灰代・志婦代

袋さし賃・其外諸色小入用代とも

一、同四百目 諸道具損料

メ武貫八百九十三匁武分

一、外 白米百石

此黒米百八石、此藏糀百武石八斗五升七合

平シ錢九十四匁かへ

代九貫六百六拾八匁五分五厘

合 拾武貫五百六十壹匁七分五厘

内

夏越 出来酒 九十石

内拾壹石七斗 壱欠 壱わり三歩

残七拾八石三斗 壱匁六分五厘

拾武貫九百十九匁五分

六百四拾目、かす代

但かす百貫目之積 小壹八分かへニ

壳引而、六分四厘留リ之積

武貫七十五匁 糜代

但 拾武石五斗、代壹石廿武匁かへ

七拾目 すミ代 此すみ三十五俵

小以 十三ノ九百四匁五分

残 売賣三百四拾武匁七分五厘

第22表 文化6年「酒100石之積」検討

			A		B	
			錢 高	%	錢 高	%
収 入	酒粕 糠 炭	代 代 代 代 代	實 12,919.50 640 275 70			
	計		13,904.50	100	13,272.40	100
支 出	酒米 薪 器 具 材 料 勞 日 資 杜 計 そ の 他	代 代 却 入 購 計 代 踏 傭 司 計 0	9,668.55 800 400 190 590 200 191.20 612 500 1,303.20 0	69.5 5.8 4.2 1.4 9.4 0	9,543.90 880.91 145.23 46.21 1,409.94 33.61	72 6.6 1.1 0.3 10.6 0.3
	計		12,561.75	90.3	12,060	90.9
収 益			1,342.75	9.7	1,212.44	9.1

この史料の計算を表示したのが第二二表の A であり、この年の諸帳簿類を集計して算出したのが同表の B である。一見してこの史料が事実の B に近似しているが、念のため若干の説明を加える必要がある。収入は A は酒代と粕代の外に糠代、燃料副産物の炭代を加えており、この二者を差引いて収益計算をなすと、A が錢一一四・六九匁程 B より少く見積つていることになる。

さて、文化六年の收支計算は長期的に見て如何なる地位を示しているか、第二三表はそれを物語つてくれる。先の A と B とは酒売上高の九% が収益となつてゐるが、享和三年から文政一二年迄の平均収益は一四・九% であり、文化三年はその平均より大

第23表 諸経費と収益の構成 (%)

	米代	薪代	器具代	材料代	労賃	その他	収益	米1石価格	酒1石価格	米対酒
享和 3	63.1	5.9	1.6	0.3	9.3	0.4	20.1	94.7	150	1.58
文化 1	75.4	8.9	1.2	0.8	11.7	0.3	1.7	97.1	140	1.44
2	76.7	8.2	1.7	0.6	11.6	0.3	0.9	88.4	150	1.70
3	68.6	5.4	1.4	0.3	9.6	0.4	14.3	95.3	160	1.68
6	72.0	6.6	1.1	0.3	10.6	0.3	9.1	95.4	165	1.73
7	63.6	6.9	1.5	0.6	11.3	0.4	15.7	88.3	150	1.76
8	62.2	8.2	1.7	0.3	9.7	0.3	17.6	86.1	150	1.74
10	62.1	5.4	1.8	0.3	8.2	0.2	22.0	100	180	1.80
11	68.2	1.9	1.4	0.2	8.2	0.3	19.8	112	180	1.67
12	64.0	6.4	1.6	0.4	8.5	0.3	18.8	104	160	1.54
13	70.4	4.0	1.3	0.3	7.6	0.4	16.0	128	160	1.25
14	65.6	5.3	1.1	0.4	8.5	0.4	18.7	109	155	1.19
文政 1	61.5	8.3	1.2	0.4	9.7	0.2	18.7	104	200	1.92
2	75.8	3.6	1.7	0.4	11.4	0.4	6.7	97.4	150	1.54
3	59.1	5.0	1.9	0.6	10.3	0.3	22.8	107	212	1.98
4	60.8	5.3	1.3	0.3	8.9	0.3	23.1	132	220	1.67
6	62.8	6.1	2.2	0.3	11.8	0.3	16.5	147	330	2.25
7	69.5	7.8	2.7	0.3	11.1	0.3	8.3	188	350	1.86
8	66.1	7.4	2.7	0.5	9.4	0.2	13.7	210	400	1.90
9	54.4	8.2	2.8	1.2	10.5	0.3	22.6	173	370	2.14
10	54.9	5.1	3.3	0.2	10.5	0.3	25.7	184	350	1.90
11	76.3	5.9	2.8	0.5	12.6	0.4	1.5	265	350	1.32
12	64.2	16.2	3.5	0.2	19.5	0.5	4.1	193	306	1.53
平均							14.9	130.4	216.4	1.66

酒1石の価格は第19表の夏越酒より算出したが、文化14年だけは推定酒造高から算出・米1石の価格は第3表より算出した。

分低い年に当つてい  
たのである。  
第二三表によると  
収益の率を左右する  
ものは、全生産費中  
に占める比率の高い  
酒価格との格差であ  
り、特に米価は決定  
的条件となつてい  
る。左欄に示す酒の  
総収入に占むる米の  
率は、米価に左右さ  
れ、米価の高い年は  
米の率が高く収益を  
圧縮し、米価が低い  
と米の率が低下して

収益を膨大ならしめていいる。

一一〇%以上の収益を有する享和三年、文化一〇年、文政三・四・九・一〇年は何れも米と酒の格差が著しく、酒が米の二倍に近い価格を維持し、米代の率は五、六〇%であり、逆に低い収益の文化元年、文政一・二一年は酒が米の一・五倍内外であり、米代の率は七五%をこえていいる。

然しながら、文政六・七・一二一年は酒と米の価格差が著しいが、収益が低くなっている。これは米以外の生産費の率が、高まつたことによるものであり、文政六年は労賃と器具代、同七年は器具代と薪代であり、同一二年は異常に労賃と薪代の率が高く、経営は全生産費の回収さえ出来難い状態となつてゐる。

#### 第四節 比較経営の一つの試み

— 結びに代えて —

明和年間から文化初年までの、在方株仲間による上方酒の入酒を禁止せしめる理由の主たる理由として、酒の価格が不利な生産条件によつて、上方酒より高くなり易いことが強調されたのであるが、これがどの程度妥当な言分であったか否かを、小野家の経営と丹波国篠山藩大山宮村の園田家の地主酒造との比較を行ふことによつて検討する。それは他面小野家の経営の性格を明確にすることでもあり、酒造を廃業するに至つた理由を、求めることが出来る。

#### 一 米と酒価格の比率の対比

酒造経営の収益を左右し、その決定的条件となるところの米価と、酒の価格との対比を始めに検討しよう。

篠山藩の酒の価格は、明和六年の「町奉行日記」十一月十一日の条に、次のように記載されている。

一、新酒直段歳秋比節迄、内直段申付置、例年此節元締役所御払米、初札・二札・三札石直而、各三直段平均七割増ニ相定ハ由、又助歴御席置ハ付、後は上記之通申付

三ノ丸九月十一日初札  
五拾九匁五分五厘

同 月十五日二ノ札  
五拾八匁八分五厘

右平均五拾八匁八分五厘、

増七割、壹升ニ付九分九厘余ニ相成

酒壹升代銀壹匁ニ可申付段、歴御席申付之

すなわち、当藩においては御払米の平均米価の七割増を酒価としている。この方法は幕末には乱れているが、当時では、年によって米価に極端な高下があれば、これをしんしゃくしているが、そのはばはせまい。

文化三年の同日記、九月廿日の記載の一部に「手形米平均壹石ニ付五拾八匁壹分九厘三毛、右定法壹七乗し、酒壹升ニ付八分壹厘九毛ニ相当リシ、当時米下直ニ付少々用捨を加へ酒壹升ニ付八分五厘かヘ定」とあり、米価下直につき七割増の八分一厘九毛を八分五厘に引上げている。また天保六年の同日記二六日には「一、二、三番札平均ニ而は壹升代壹匁五分ニ相当ハ得共、米価高直之年柄ニ付、少々相減し 壱升代壹匁四分五厘」と記載され、米価高値につき一升一匁五分を一匁四分五厘に定めている。

篠山藩では要するに、米価の七割増を酒の価格とし、年によって若干の操作が加えられているのであり、第二

四表は同日記によつて小野家との比較のため、享和三年から文政一三年までの平均比率を出して見

た。これによると平均は一・七倍を〇・二上廻り、上限が一・八四倍、

下限は一・六一倍となつ

第24表 篠山藩の米と酒の比価

	米1石	酒1石	比 率
享和3年	銀 匂 57	銀 匂 105	1.84
文化 1	50.8	85	1.67
2	53.25	90	1.70
3	48.193	85	1.77
4	65.773	110	1.67
6	56.56	95	1.68
7	49.41	85	1.72
8	47.92	85	1.77
10	55.53	95	1.71
11	54.672	95	1.74
12	49.07	90	1.84
13	53	90	1.70
14	60.17	105	1.75
文政 1	50.595	85	1.68
2	39	70	1.79
3	48.31	85	1.76
4	51.668	90	1.74
5	55.876	95	1.70
6	55.873	95	1.61
8	95	160	1.68
13	74.42	120	1.62
平 均	55.81	96	1.72

篠山藩町奉行日記

でいる。

これに対し小野家の場合の同年代の平均は六割六分増であり、篠山藩より六分程低くなっているが、問題になり得る差ではなく、藩を異にしながら長期的に見ると、偶然にも平均は一致しているのであるが、篠山藩の場合の比率が一定に固定しているのに対し、小野家の場合から考えられる西条藩は、年によって極めて変動があるので、經營を不安定ならしめ、かつ、文政末年のように平均をはるかに下廻る比率の年が連続すると、危機感を強く与えることになる。

## 二 収 益 の 対 比

第25表 篠山藩園田家の経営状況（銀高）

	白米	酒売上高	諸費用	収益	収益率%
弘化1年	石 425.7	貫 匁 85.778.13	貫 匁 36.180.4	貫 匁 2.951.03	3.4
2	384.19		38.271.5		
4	449.95	43.415.43	40.792.48	2.622.95	6.0
嘉永1	323.4	37.491.1	33.707.12	3.783.98	10.1
2	372.32	42.371.1	35.949.2	6.421.9	15.2
3	308.34	38.026.4	33.675.43	4.350.97	11.4
4	264.44	45.569.4	37.575	7.994.4	17.5
5	302.34	28.951.5	27.162.8	1.788.7	6.2
6	302.34	36.176.42	29.309.6	6.866.82	19.0
安政1	153.15	23.038.3	19.969	3.069.3	13.3
2	314.7	43.873.5	27.576.9	16.296.6	37.1
4	247.35	25.047.71	20.269.1	4.778.61	19.1
5	270.35	43.321.82	34.871.1	8.450.72	19.5
6	225.82		32.400.8		
万延1	168.03	59.655.6	21.440.71	5.814.09	9.9
文久1	86.31	16.767.89	16.119.84	0.648.05	3.9
2	177.78	25.639.54	26.361.39	-0.721.85	- 2.8
3	146.6	25.527.26	24.194.16	1.335.15	5.3
元治1	132.1	36.404.55	27.562.2	8.842.35	24.2
慶応1	136	54.454.76	34.182.2	20.272.56	38.1
2	136	96.691.19	60.924.91	35.776.28	37.0
平均					17.5

## 園田家酒造売上ヶ勘定帳

余有しております。當家は享保一二年すでに持高を一〇九石あり、そのうち四町四反を一人の年季奉公人をおいて手作しています。年には四八一石余となり、そのうち四町四反を一一人の年季奉公人をおいて手作しています。持高は他村に三四五石を有し、自村には五石の九五%にあたる五石を有して別免一三六石を有して別免になし、四戸の自作農を除いた五七戸の村民を小作としている。<sup>(1)</sup>

酒造經營を始めたのは享保六年であり、文化一四年の郷町御改酒造株名前町によれば、一三七石を酒造米となし、一番古い文政九年の「酒造売上勘定帳」によると酒造米二五二石余であるから、小野家とほぼ同規模の經營

第26表 篠山藩園田家の生産費構成(%)

	米代	薪代	器具代	材料代	労賃	其他	収益
弘化4年	80.1	2.5	1.8	0	7.8	1.8	6.0
嘉永4年	72.1	1.4	1.2	0	6.6	1.2	17.5
文久3年	86	1.4	1.0	0.1	5.3	0.9	5.3
慶応2年	58.8	0.3	0.2	0	3.4	0.3	37.0

園田家 酒造売上勘定記

のようである。小野家は先にも述べたように文政一三年廃業しているが、園田家はさらに以降規模を拡大し、経営記録の残存する弘化から安政にかけては第二五表に示すように三、四〇〇石となるが、安政末年には二〇〇石台に、万延以降は一〇〇石台に縮少している。

小野家との比較のためには、化政期を中心とすべきであるが、その頃の分を欠いているため、弘化元年から慶応二年までを第二五表に掲げた。

小野家の分は第一三表による通り、平均の収益は一四・九%であったが、園田家は一七・五%であり、二・六%程園田家の分が高くなっている。これも著しい差ではないが、小野家の場合収益が皆無に等しいか、あるいはマイナスを出している年が四年もあるのに對し、園田家の場合には不況の年が一年間だけで、極めて安定性を有している。

### 三、生産費構成の対比

園田家の生産費構成を%で示したのが第一六表であり、これも酒總収入を一〇〇%としている。抽出は、平均的な収益をあげた年と、最高と最低を示した年をあげた。

米価と酒価の均衡を推進した藩の方針は、この頃はなされていないのか、米代の%が年によって異常な差を示し、収益の高い年には六〇%にも達せず、逆に低

い年は八〇%を上廻つてゐる。これは化政期における小野家と全く同様の傾向である。ところが他の生産費を見ると器具代・材料代・其の他の部分には著しい差がないが、薪代には五%内外、労賃には三、四%の差があり、両者を合せて一〇%に近い格差を生じ、これが収益に化す可能性があり、米代騰貴に彈力性を与える。

小野家の所在する新居郡の松神子村周辺は林野に恵まれず、他村から購入し、塩業などもあり莫大に薪を使用する関係で、薪の価格を上昇せしめている。これに対し大山宮村は山村的色彩を呈し、林野に恵まれ私有林も八町歩程有し、また伐採・運材等の労賃が低く、小野家よりも安い薪を使用することが出来た。

また労賃の差は、小野家の労働力がなれば日傭專業者たる性格を有していたのに對し、園田家は自村の小作人の農閑労働として雇傭している点から、労賃の差を生ぜしめたのである。<sup>(2)</sup>

園田家の当主は村を離れる者が出現せず、村内で小作を営み、かつ自分の営業の労働力として安価に使用するために、天保年間から異常な努力を示している。彼は藩に対し「下作預り居ゆとも、米価下落之上他所酒造家へ十四、五歳ヨリ罷出、暮方容易ニ付下作預り不申」あるいは「相応之給金取、追々銀子貯ゆニ付テハ、古郷をも相忘他所永住いたしゆ者も有之、又ハ繁華之風俗を見習農業を忘れ、手仕事を嫌い商業致ゆ者多ニ付人別相減」と称しており、他所稼の増加によって小作人が減じつつあることを歎いている。そうして彼は、原文の引用を省くが、「貯銀高騰によつて、手作經營が難渋するのみならず、他所稼の増加は田地の荒廢をまねくから他所から引戻し、あるいは農閑余業の機織も農業を厭うようになるから禁止してもらいたい」と願出でいる。また天保一三年には当主等の主導によつて大山組規定をつくり「職人・日雇・茶摘・こへ刈・麦うち・牛駄賃……等はすべて十ヶ年以前之通ニ取戻可申事」とし文政七年の統制貯銀に引下げてゐる。

園田家が享保以来江戸時代を通じて、酒造経営を維持し得た由縁は以上の通りであり、おくれた経済的諸条件と労働力を緊迫するための異常な努力に支えられ、さらにさかのぼる江戸中期には、酒の価格を藩權力によつて保障されていたことによるものである。それでも激動期の万延以降は減少の一途をたどつてゐるのである。

小野家の場合は上方酒におびやかされながら、酒価の不安定と、労賃・燃料等の高騰にもとづく収益の低下に対し、何らの手をうつことなく廃業し、西条藩全般としては安価な燃料や労働の得やすい山村周辺に比重が移つてゐる。われわれは小野家の廃業と、園田家の幕末の維持の裏面の裡に、地主酒造業を支えていた基盤と、地主＝ブルジョアなるものの限界を知るのである。<sup>(3)</sup>

(1) 園田家については、拙著「封建部落の研究」六九頁一七〇頁、一六七頁一七一頁を参照。

(2) 慶応二年の「持高作畠人別御改帳」によると酒造労働者の幸助は四反七畝、分歳六反五畝、常助六反五畝、安治郎四反四畝をそれぞれ園田家から借地している。他二名の小作は判明しない。

(3) 大正二三年「五十町歩以上の大地主」の地主名簿に掲載されている地主は一二二一人であり、そのうち酒造業を営んでいる者の数は一一〇人であつて、東北（五四人）、関東（一三人）、九州（一八人）でもって七割を占め、いずれも後進地であることが全国的潮流においても一つの示唆となるであらう。（農地改革顛末概要八〇八頁）

#### 付記

本稿は同志社大学人文科学研究所において、昭和三九年から開始された共同研究「地主制研究」の筆者の分担分の一部分であり、すでに他の一部は「塩業における地主經營の分析」として、当大学経済学部の「経済学論叢」に投稿中であり、近日発行の運びとなつてゐる。また農業經營の面は「地主自作による穀作農業」の稿が完成しており、これも近日に発表の予定である。小作関係については、今後に營業関係の消滅過程と関連づけて、作業を進めることになつてゐる。